

# ゲアハルトの簿記の基礎

百瀬 房徳

## I 序

ゲアハルト (M.N.B.Gerhardt) は、プロイセンの中心都市ベルリンにおいて1796年に「簿記方 “Der Buchhalter”」を刊行した。当著はプロイセン一般国法発布後1年しか経過しておらず、しかもこのベルリンで刊行されているのである。プロイセンでは、「ドイツ語化への時代」の最中であり、それにより他国の文化がドイツ語に翻訳された。ワーグナーによれば、多くの人たちにより古典的著作として Hellwing の “Anweisung zum doppelten Buchhaltung”(1784) が考えられていた。そこで、多かれ少なかれ、この著作のもの真似、およびコピーにより刊行されていたとする。当該領域では、Berghaus, Ihring, Magelsen, Bruder, Aueracher, Strung が掲げられるとされているが、そのなかでも、ゲアハルトの「簿記方」は、ワーグナーにより、彼の著作は、適確に付けるべく、学問に対する自己学習を前進させようとする彼の実際にかつ真実な目的に合致するように、優れて作成されていると論じられている<sup>1)</sup>。ゲアハルトの著作の内容は、複式簿記を基底としながらも、単式簿記（簡略化された複式簿記）に触れている。後者についても、当時、Strickr 始め多くの著書は刊行されていたとされている。ゲアハルトでは、当時の状況を反映してか、単式簿記と複式簿記を融合させ、簿記を総合的に、かつ詳細に論じられている。それ故、多くの読者に受け入れられ、上述のごとく、自己学習できるほどであると、ワーグナーにより論じられているのである。

このように、簿記実務は、ドイツでは、慣行として周知されていたといえよう。ドイツでは、法律の領域においても「ドイツ語化」が実行された。その結果、プロイセン一般国法が1795年に苦難の末、制定された。この一般国法の中に、当時慣行となっていた簿記実務が法として摂取されている。実に詳

細な法規定となっているのである。その規定は、基本的には、簿記の枠組み、簿記実務の認定、財産の評価、不適切な会計処理への対応および訴訟における証拠能力等よりなる。

一般国法は、当時における社会的に通用していた簿記実務の内容を法規定のなかへ反映させた。当時、フランス文化で溢れていたが、ドイツ語化の流れの中で発布された。簿記の諸規定も、この流れのなかで同じくフランスの影響をうけている。簿記の諸規定は、特に、フランスの「商事王令」(1673年)およびサヴァリーの解説書「完全な商人」(1675年)の影響が強い。そして、ドイツでは、大陸法をサヴァリーの示した財産目録を摂取し、時代の経過にともなって完成させていくのである。ただし、この簿記実務は、遠く、イタリアのパチョーリの「ズンマ」(1495年)は、その中において複式簿記を論じているのである。

当時、簿記実務は、商業都市ハンブルクにおいて開花したものであり、プロイセン一般国法の「商人の法」はハンブルク商科アカデミー、およびハンブルクおよびリュベックの商人等の手により起草され、したがって、ハンブルクの知識により形成されたのである。そして、法として法律へと昇華し、この法律が、逆に、簿記実務を規制する時代を迎えたのである。当論文では、ゲアハルトの著書「簿記方」が当時の簿記実務を著したものの1つとして解明するものである。

## II 一般国法への会計規定の導入

### (1) 法の形成過程

領邦プロイセンはドイツ語化の流れのなかで「プロイセン一般国法」を苦難の末1795年に発布した。

1) 百瀬房徳 (2014), s. 44. A. Wagner (1801) s. 52.

そして、この法はプロイセンにおいて、フリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世に始まり、フリードリッヒ II 世（フリードリッヒ大王）につづいて、フリードリッヒ・ヴィルヘルム II により日の目をみた<sup>2)</sup>。この絶対主義国家のもとで、一般国法を完成させたのである。一般国法では「身分法」としての「人の法」のなかに「商人の法」が位置づけられている。そのなかに、詳細な会計諸規定が含まれているのである。ここで言えることは、会計は、商人の活動を通じて、時代の経過とともに、どのような体制を国家がとうろうとも徐々に浸透していくと言えないであろうか。

商人の法は、ハンブルクの商人達の手を借りて、プロイセンの官僚達が、草案を起草し、意見を求め、完成させたものである<sup>3)</sup>。この間、支配層である貴族・領主は内部的に対立が尖鋭化し、領主制を基盤とし、商人と結びつき、後にユンカー経営へと転換してゆく進歩派と封建的諸特権を固守せんとする反動派へと分極してしまうのである。この過程で、主流を成したのが反動派であった。その際、官僚が編纂したこの法典は一時施行の延期の措置がとられたのである。その後、復活の機会がおとずれず。それは、プロイセンとロシアによりおこなわれた1793年の第2次ポーランド分割であった。「ポーランド領のプロイセン化」をめぐる司法制度の整備の課題が再び法典を日のあたる場へと引き出したのである。その帰結として、反動派が認めない部分が削除されるか、あるいは変更を余儀なくされたが、「プロイセン一般国法」として発布されるに至ったのである<sup>4)</sup>。だが、会計規定は削除されることなく生き延びたのである。

## (2) 商人の定義

プロイセン一般国法は、「身分法」であり、第2部第2編第8章第7節 I で「商人の法」を規定している。そこでは、第475条より13条にわたり規定されている。ここでは、商人としての身分とその身分に対する国の保護について規定されている<sup>5)</sup>。

商人としての身分については、「商品または手形の取引を主たる業として営む者(475条)」が商人とされている。商品または手形の取引はそれぞれが分離しているものではなく、商人では、一体として取引が行われている。そして、取引に対して、主たる業としての反復性を求めている。一回だけの取引では業とはならないのである。

身分に対する国の保護については、商人の資格を規定する。この資格は商人ギルドまたはインヌングへ加入が認められていることを要求している。これらがない地域では、商人の身分の定義に適合する者が、商人として認められた。この規定は、封建主義の特徴を持つ独特の規定といえる。

商業は、時代を超えて存在し、どの地域であろうが、どのような体制であろうが、商品生産が偏在している限り、地域間を繋ぐ業として存在しつづけるのである。そして、商業活動を測定する手段としての会計は、経済の発展につれて測定方法を発展させて行くのである。「商人の法」がプロイセン一般国法のなかに「身分法」として導入されたのは、封建制の時代といえども必然のことと言える。ここでみられる「身分に対する国の保護」は歴史的な意義を持つものである<sup>6)</sup>。

## (3) 貸借対照表法の起草

「商人の法」では、貸借対照表法、即ち会計規定が導入されている。この導入に際して、主要な役割をはたした1人がハンブルクの商科アカデミーの教授であったビュッシュであった。シュマーレンバッハ、ペンドルフ、リオン、テア・ヴェーン、バルト等により認められているところである。このビュッシュは著書「商業の理論的・実践的解明」を刊行している<sup>7)</sup>。その序文においてルドヴィシの著書「完全な商業辞典」を参考にしているとしている。ルドヴィシは、フランスの商事王令を起草したサヴァリーおよびオランダのステヒンを摂取している。加えて、ビュッシュはハンブルクおよびリューベックの知識

2) 百瀬房徳 (1998) s.171/172

3) 百瀬房徳 (1998) s.173.

4) 百瀬房徳 (1998) s.175.

5) 百瀬房徳 (1998) s.188.

6) 百瀬房徳 (1998) s.188.

7) 百瀬房徳 (1998) s.194.

者および商人を草案起草に際して招聘した<sup>8)</sup>。したがって、ルドヴィシ、サヴァリー、ステヒンの著作への理解の蓄積が利用されたと推察される。

プロイセン一般国法の作成過程は「商人の法」の作成過程でもある。そして、編纂委員会の起草業務の歴史でもある。その過程は、第1手書き草案、印刷草案（公表して意見を徴集）、第2手書き草案、そして、最終確定草案に至るのである。特に、注目されるのは、第1手書き草案と第2手書き草案である。前者では、この段階ですでに、「帳簿や証拠能力」に関する諸規定が含まれていた。後者では、「貸借対照表規定および評価規定」が付け加えられている。これらの規定の作成には、ハンブルクにおける大きな商事の出資者および商業委員会の会長のジーヴェキング、ハンブルクにおける第5保険会社の代表者であったモーラー、リュールベックにおける保険事業者であり、商会の出資者ゲデルツが商人の実務の精通者として加わっている<sup>9)</sup>。

このようにして、ハンブルクおよびその周辺都市の学識および商業知識、それに基づく技法を摂取して「商人の法」を完成させた。この法のなかへ、ハンブルクにおいて培われた会計規定を詳細に導入している。したがって、簿記は商人社会では慣行となっていたのである。

### Ⅲ プロイセン一般国法における会計規定

#### (1) 商人とは

商人とは、ここでは、商業を営む1つの実体をいう。この場合、商人一般および共同経営体が想定されている。即ち、「ゾツィエテート」である。その構成員は「社員」と称される。社員は出資者でもある。したがって、出資のみをし、経営に携わらない社員はいまだ存在していない。それ故、経営に対して全責任を負う社員のみで構成されている<sup>10)</sup>。

これからの帰結として、社員間の責任が明確に規定されている。それについて、社員の持分移転、帳簿の検証義務および損益の分配請求がみられる（第642条）。社員の持分の移転では、持分の移転に際

して、他の社員の文書による移転の承認が要求されている。それを怠った場合には、商業帳簿の閲覧、計算、ほかの取引に関する証拠を要求することができないとされている（第838条）。要求できるのは、年度決算の通知を受けることに限られるのである。帳簿の検証義務では、取引について、帳簿が商人の様式に従って付けられていることを検証する義務を要求している。損益の分配請求では、決算により生じた利益または損失は、利益が出たときには、その分配にあずかり、損失が出たときには負担する無限責任制をとっているといえる。

かくして、商業帳簿の作成、簿記実務の委任、利益の分配および訴訟における証拠能力は、商慣習として商業簿記が商人社会で定着し、認知されていた証である。

#### (2) 簿記の枠組み規定

複式簿記にしる、単式簿記にしる、簿記の枠組み、即ち簿記システムが「商人の法」のなかで規定されている。商人社会で商業帳簿が果たす役割の全体像について「VII商事会社」の第642条において規定しているのである。そこでは、定款に特定の約定がないならば、年度末にゾツィエテートの全財産に関して財産目録が作成され、かつ商業帳簿より決算が行われ、これに従って利益または損失が分配されるよう社員は要求することができる（642条）としている。前段で規定されている「年度末にゾツィエテートの全財産に関して財産目録が作成され、かつ商業帳簿より決算が行われ」は、簿記の枠組み、即ち簿記システムを明確にしたものである。

まず、財産目録の作成はフランスのサヴァリーに影響を受けたものである。フランスの「商事王令」（1673年）の解説書「完全な商人」（1675年）の中で示されている。期首または期末の財産目録の作成として簿記のなかに組み込まれたのである。この財産目録は破産時に作成されるのであるが、「商人の法」の財産目録の作成は、継続事業の決算時の財産の在りの確認とその評価よりなる<sup>11)</sup>。

次に、「商業帳簿より決算がおこなわれ」である。

8) 百瀬房徳（1998）s.193.

9) 百瀬房徳（1998）s.197.

10) 百瀬房徳（1998）s.203-209.

11) 百瀬房徳（1998）s.42-48.

この商業帳簿とは、まさに、簿記そのものである。簿記は、上述の「(3) 貸借対照法の起草者」で論じたように、「大陸法」が商人社会では定着していたのである。しかし、法のなかには簿記規定そのものは取り入れていない。したがって、商人社会の簿記実務慣行に委ねたのである。

### (3) 簿記実務の委任

簿記実務の規定は、商業帳簿の証拠能力との関連で規定している。法は簿記実務を商人社会における慣行に委ねているのである。商人一般では、商業帳簿は「商人の様式に従って付けなければならない」(第566条)としている。さらに加えて、「Ⅶ 商事会社」の規定において、社員に対して、「正規の帳簿が商人の様式に従って付けられていることを検証する義務がある」(第639条)とする。これらの規定が、「正規の簿記の原則」の起源となっている。時代の経過にともなって変化する簿記実務に対応する優れた人の英知であったといえよう。このような法の取り扱いに対して商人社会は「複式簿記」を発展させてきたのである。かくして、「商人の法」の制定前でも、後でも、「単式簿記(簡略化された複式簿記)」および本来の「複式簿記」が法の基底となっているのである<sup>12)</sup>。

### (4) 利益の分配

商業帳簿を「商人の法」は簿記実務に置き換えて規定した。測定機能としての役割を果たすこの簿記実務は、最終的に利益または損失を生み出す。「商人の法」における社員は経営者でもあり、かつ出資者でもある。社員は、したがって、帳簿を閲覧しなければならないし、また社員の権利の譲渡にも他の社員の同意を必要とする。同様に、簿記実務が生み出した成果も社員に配分される。

「商人の法」は「商業帳簿により決算が行われ、これに従って、利益または損失が分配されるよう社員は要求することができる」(第642条)としている。したがって、法は、簿記実務は商人の慣行に任せ、その成果の分配について規定したのである<sup>13)</sup>。

### (5) 商業帳簿の証拠能力

商業帳簿は、法のなかで地位を確保した。それは、商人間の争いの解決に用いられたことにある。ここに商業帳簿の社会的必要性がみられるのである。それ故、商業帳簿の証拠能力が問われるのは、債権・債務に関わる訴訟の際に、即ちこの訴訟が裁判所に持ち込まれた際にである。

この証拠能力は、適用範囲を「商業にかかわる商品および手形の取引に限る」とし、それ以外の取引が記載されていたとしても、その記載には適用されない(第563, 564, 565条)。そして、適用対象は「商人間で、商業帳簿は完全な証拠能力をもつ」(第569条)とし、商人のみに限定されている。それ故、商人でない他人に対しては「商業帳簿は、半分の証拠としかならない」(第575条)。この半分の証拠は、「反対証拠により弱められるか、それとも却下されるならば、商人は帳簿の宣誓による強化がゆるされる。」(第576条)とし、商人間以外に適用範囲を拡大している。

「宣誓による強化」が使用されるのは、訴訟事件において、法廷で宣誓する者は意識的に偽証することは許されないという意味で使用されている。クーリッセルによれば、「すでに16世紀のうちに、ドイツ都市法では、帳簿が慎重に荣誉ある商人の慣例にしたがって書かれているならば「半分の」、そして商人の宣誓によって「十分の」証明力を持つとの原則が発展した<sup>14)</sup>」。オランダでは17世紀に、帳簿の証明力が商人社会においてきわめて広く承認された」としている。これが、プロイセンでは実際に立法化されたのである(第608条)。

このように、宣誓による強化が規定されるとしても、その基礎となるのは商業帳簿である。この商業帳簿は簿記実務を代表する用語である。これこそ商人社会に認められている商人の様式なのである。

その例外として、商業帳簿について、その証拠能力をみるのに一部具体的な取り扱いがみられる。それは、訴訟における裁判の過程でみられる。その際、商人たる当事者は訴訟に関する帳簿の部分の提出を

12) 百瀬房徳(1998) s.203~209.

13) 百瀬房徳(1998) s.203~209/

14) 百瀬房徳(1998) s.217~219. J. クーリッセル(1982) s.427.

要求される。債権・債務は簿記実務では元帳に記載されていたので、この元帳が中心となる。元帳に記載されている事項は詳細を記載しているその他の帳簿と照合される<sup>15)</sup>。この帳簿は補助簿であったり、控え帳や覚書帳であったりする。そして、専門家によりこの一致が証明されるのである。したがって、簿記実務は争い事の解決にも一役を担っていたのである。

#### (6) 帳簿記録の誤りの修正

フランス商事王令(1673年)においては、商業帳簿は訴訟に際して耐えうるものでなければならない。その際、訴訟に該当する「諸日記帳」、すなわち「仕訳帳」および「記録」が、裁判所へ提示される<sup>16)</sup>。「商人の法」では、商業帳簿は、「元帳」および「他の帳簿」が提示される。さらに、体系化された帳簿組織を備えており、系統的対応関係が要求される。「元帳」と「他の帳簿」が一致するよう求めているのである(第567および568条)。

フランス商事王令では、日記帳たる「仕訳帳」が証拠能力を問われる。「商人の法」では、意図的に不正確に付けた場合(第606条)、帳簿を修正した場合(第605条)、およびその他の種類の不正確がある場合(第607条)の3つについて、これらを遵守することにより証拠能力を増すよう規定している。ここにおいて、フランス商事王令においても、「商人の法」においても不正確な会計処理に対応している。

#### (7) 商業帳簿と破産

フランス商事王令においては、第11章において破産に関する規定がみられる。プロイセンにおいても、フランス商事王令同様、破産には関心が向けられていたといえよう。だがしかし、プロイセンでは、破産にいたる原因が詳細に検討され、それに従い、4つに区分されている。詐欺破産、軽率な破産、過失破産および無思慮による破産に区分されて規定されている<sup>17)</sup>。

特に、フランス商事王令が摂取されたと見られる

のが3番目の過失破産である。ここでは、会計に関心が寄せられている規定が存在する。この規定では、正規の帳簿を付けず、また少なくとも年1回自己の財産のバランスをも作成しない者もこの規定に該当するとしている(第1468条)。このような商人が過失破産者とみなされるということは、逆に、正常な時には、帳簿の作成義務および財産のバランスの作成義務を課しているものと考えられる。「(2) 簿記の枠組み規定」では、正常時における作成義務について規定している。

#### (8) 財産目録の規定

財産目録は、法の中で簿記実務の枠組みにおいて位置付けられている。フランス商事王令を摂取したものであるが、この王令は、破産に際して作成されるものである。破産時に作成される財産目録に加えて、法は正常な事業活動において、開始時または決算時に作成されるよう要請しているものである。簿記実務は、これに対応して商人の様式に従って作成されるよう規定している。財産目録については、特別に、それを構成する項目の記載とその評価を規定している。このうち、評価規定は、王令のサヴァリーの解説書に掲げられているものを摂取したのである<sup>18)</sup>。法では、それが下記のように、具体的に規定されている。

財産目録を作成する場合、そこで、3条で規定している。第1は原材料および商品の流通価値にもとづく評価損(第644条)であり、第2は原材料、商品の減耗および備品の減価償却(第645条)であり、そして、第3は債権の評価についてである(第646条)。第1は低価主義による評価と称されるのである。評価益の考えはあったが、採用されるに至っていない。第2は減耗および減価償却による評価と称される。後者はマーゲルセンにより提唱された考えが法に取り入れられたものである。第3は貸倒評価と称される。回収の疑わしい債権および回収不能債権である。第1と第3はフランスから摂取されたものであり、第2はプロイセンが始めて取り入れたもので

15) 百瀬房徳(1998) s.206/207.

16) 百瀬房徳(1998) s.211~214.

17) 百瀬房徳(1998) s.225~238.

18) 百瀬房徳(1998) s.246~251.

ある。

#### IV ギアハルトの複式簿記の基礎

ギアハルトよれば、当時の簿記実務の状況が明らかとなる。法は簿記実務を蒸留したものであることからすれば、彼の著書は実体の経営とその実態そのものを明らかにする手段といえる。彼は、理由のあるなしにかかわらず、他人によって起こされる裁判以外であっても、簿記によれば、厳正に報告することができるが故に、本人も裁判において生じた争い、および死亡に際して過去および現在で生じた財産、および死亡者の財産について報告すべく、付けることを要求するとしている。ここで、彼は商人に対して法が帳簿付け、即ち簿記を商人の様式に従うよう要求しているところの帳簿作成義務を認知している。彼はその簿記について詳細に論じているのである。それからもたらされる法の商業帳簿に対する論拠としている「商人の法」は第2部、第8章、第575条以降に規定されている。ここでは、商業帳簿の証拠能力について「半分」の証拠能力を認めるとしている。あと「半分」証拠能力は、第575条で宣誓により補完される。これによって、法が、商業帳簿を付け、無実を証明する当該商人を、実際にはそうでないのに、企てられた破産者と判断される契機がある余地を排除しているのである。プロイセン一般国法は、これについて、第2部、第20章において、フランス商事王令を撰取して、さらに詳細に規定している。プロイセン一般国法のこれらの規定は、1791年に発布されているが、苦難の末1794年に発効されるに至っている。ギアハルトの著書の引用は文章のなかで「(§・・)」として、以降、示すことにする。

##### 1 商業の形態

ギアハルトは、経営実体には下記の項のものがあるとする。

- ①固有の商業 (eigen Handel)
- ②委託商業 (Auftragshandel)・・・  
調達商業 (Besorgungshandel) および運送商業 (Beförderungshandel または Spedition)

##### ③共同商業 (Gesellschaftshandel, Societät, または Compagnie)

固有の商業とは、「商業に関わる所有権がその固有の利得 (Vorteil) または損傷 (Schaden) の故に、資本金を変動させる取引である」 (§5) とする。

委託商事とは、「所有権が一定の報酬により財産の変動を促進させる取引である」 (§6) とする。これには受託商事も伴う。これは調達商事、即ち「受託者が収益または費用のために、委託者の調達費用の負担で財産の変動をさせる取引である」 (§7) とする。加えて、受託商事には運送商事もあるとする。運送商事とは「手数料により他の者に財および商品を受取り、再び引き渡すかまたは配送する取引である」 (§8) とする。

共同商事は、「Gesellschafts-Handel」, „Societat”, および “Compagnie” と称されている。このうち、プロイセン一般国法では “Societat” が用いられている。この商事は「複数の者が同等のまたは同等でない使用価値 (Nutzen) または損傷 (Schaden) を引受けて特定の資本金を変動させる事業である」 (§9) とする [Ⅲ、(1) 商人とは]。ここでは、ギアハルトからみた商人の実態を明らかにしたものである。

固有の商事は、一般事業を定義したもので、個人であろうが、共同であろうが、商人について定義したものである。いづれにしても、商事は営利を目的にしており、その成果たる利益は分配される [Ⅲ、(4) 利益の分配]。共同商事は、複数の社員が一つの組織を形成し、運営する事業である。この事業は、商事ばかりでなく、一般的に採用され、委託商事でも採用可能である。

さらに、商事では委託商事以外にも、プロイセン一般国法では、特許状を授与されている王立銀行、海外貿易会社、倉庫会社、金・銀製造業、およびその他の公共機関も存在が認められている<sup>19)</sup>。ここまで事業の形態についてみてきたが、いづれの形態についても、簿記実務は、事業によって特徴があるが故に、異なるところはあるが、共通したものである。

19) 百瀬房徳 (1998) s.191 および s.222.

## 2 単式簿記と複式簿記

簿記は、プロイセン一般国法の「商人の法」によれば、商人の様式に従って付けることを要求されている。したがって、商人の慣行として委任されている。それ故、法のなかでは、簿記に係る規定がみられない。ゲアハルトの「簿記方」は、その意味で、当時の商人実務を反映したものといえる〔Ⅲ、(3)簿記実務の委任〕。

簿記は複式記入が基本である。簿記には、単一のまたは単純な簿記と複合したまたは二重の簿記が存在するが、いずれも複式記入により記録されるものである。前者は不完全な簿記であり、単式簿記（簡略化された複式簿記）と称されている。そして、後者は完全な簿記であり、複式簿記と称されている（§ 18）。ゲアハルトでは両者が並列して論じられているので、同時ではあるが、区分するかたちで検討することにする。これは、同時代の多種多様な経営のあり方を反映したものである。

### (1) 単式簿記

単式簿記についての判断は、複式記入に基づき下記の特徴をもつ。したがって、取引を「収入 (Einnahme)」と「支出 (Ausgabe)」に分解して記録する。ここでは、前者は実際の財の「入」を収入とし、後者は実際の財の「出」を支出とする用語として使用されている。その意味で財の視点からみているといえる。また、財の「入」は所有権の獲得を、財の「出」は所有権の譲渡を意味する。これは下記の「図表—1」のようになる（§ 19）。

単式簿記は、上記のように、基本的な秩序を要求する。ここでは、したがって、対応する支出のない「収入」のみを、そして収入のない「支出」のみを要求する。その帰結として、財 (Guthern) および負債 (Schulden) のいずれかのみを要求する。

ここで示す用語には「財産 (Vermögen)」が使用されている。この財産は全体構造の総称を示す用語である。それ故、財産は積極財産（複式記入による借方）と消極財産（複式記入による貸方）より成る。さらに、財産は財と負債に区分されている。前者は積極財産のうち商人が実際に運用する財であり、後者は商人が借入れしたり、または貸付したりする負債であり、したがって、積極負債と消極負債に区分されている。特に、この負債については、簿記では元帳に人名勘定で示されるが、プロイセン一般国法では訴訟に際して「元帳とその他の帳簿との一致」を要求しているのと符号しよう。したがって、ゲアハルトでも負債を独立して論じていることには意味があろう。〔Ⅲ、(5) 商業帳簿の証拠能力〕

ゲアハルトは、そこで、狭義の財産である財と負債について論じている。前者は、あらゆる計算すべき個別の収入および支出について、いつ、どうして、どこから、誰によって、どのような契機および条件により生じたか見てとることができるようにするとともに、表示すべき財の在庫または在高をも導き出して、見出されるようにする（§ 52）。後者は、特別、財産から区別して取り上げられる。一方の収入では、積極負債を債務者と称し、他方の支出では、消極負債を与信者または債権者と称する。その際、負債で

図表—1

### 単式簿記の収入と支出

aa)	
すべての受取りまたは仕入 増加するすべては増殖させる 交換するすべては借入れられる 利益が得られるすべて	} これらは所有権を得たところの者による「収入」
それに対して bb)	
すべての引渡しまたは売上 受取るすべては減少する 交換するすべては貸付けられる 失われるところのすべて	} これらは他に所有権を譲渡するところの者の「支出」

は、正味の収入および支出を表示するのは、わずかしら取引をしない商人の場合でも、ここでは、時の経過とともに、どれだけ負債があるのか、請求しなければならぬのか、知ることができる。この計算の最も重要なことは、あらゆる人名に勘定を設け、これに収入を個々に、そして支出を個々に、日付、状況、条件、契約の記載と共に、それを発生した順に記録し、当人の債務および請求権の収入と支出の合計額が相互に相殺される時、誘導することができることにある。

さらに、財産の変動に伴って、収入において利益が、支出において損失がもたらされるとする。ひとつのシステムを通じて最終的に損益がもたらされるのである。しかしながら、このシステムは、収入に対して支出を、支出に対して収入をもたらさないところに本来の複式簿記とはならない不完全性を示すものである。とはいえ、収入および支出に示されるシステムを見る限り、複式簿記の基礎である複式記入が想定されていることが理解できる。

## (2) 複式簿記

簿記では、複式記入が貫徹されたところのシステムが複式簿記である。ゲアハルトはこの簿記をイタリア式簿記または複式簿記と称している。この複式簿記は、大部分で苦勞することなく現れ、かつ慣習的な言葉および表現を・・・この国（イタリア）からドイツおよび他の国々へと伝えられたとする（§45/45）。その際、収入と支出の判断は「図表一2」のようになされる（§20）。

図表一2 複式簿記の収入と支出

(aa)

受取るあらゆる事象は下記のいずれかである。

- (1) 他の物を受け入れる、または
- (2) 債権の価値を留める、または
- (3) 利益をもたらす

(bb)

与えるあらゆる物は下記のいずれかである

- (1) 他の物をもたらす、または
- (2) 義務はその価値で調達する、または
- (3) 損失をもたらす

その結果 (cc)

あらゆる収入は支出をともなう、そしてあらゆる支出は収入と結びつけられる。

複式簿記のシステムは、単式簿記のシステムとはほとんど変わることはないが、上記のシステムのうち、特に、「その結果 (cc)」については異にする。複式簿記では「あらゆる収入は支出を伴い、そしてあらゆる支出は収入を伴う」取引の二重性をもたらすからである。これは同時に収入と支出が処理されることを意味する。ゲアハルトは、具体的に複式簿記の取引に関わる収入と支出の事例を「図表一3」のように示している（§20）。

図表一3 複式簿記の事例

- (1) 受け入れたものは、他をとりあげる。たとえば、建物 (Haus) を2000Thlr. 現金で購入し、その後、住居を所有する。しかし、そのために、それに対して現金を支払わなければならない。
- (2) 受け入れたものは、その価値に対して義務を設定する。たとえば、ある商品を6カ月経過後に支払うべく、1000Thlr. で購入し、その後、その商品を保持しているならば、それに対して、もちろん、6カ月後1000Thlr. を支払うよう義務つけられる。
- (3) 受け入れたものは、利益を得て販売される。たとえば、上記の商品について100Thlr. 利益を得て、この利益を所有主自身に支出にかえてもたらすとすれば、所有主はそれを取引に出し、決済することになる。
- (4) 販売されたものは、他をもたらす。たとえば、上記の住居を再び1900Thlr. で現金販売し、これにしたがって、建物を明け渡したとすれば、その一方で、それに対して1900Thlr. を現金で得る。
- (5) 上記のものは、その価値に対して義務を得る。たとえば、1100Thlr. で3カ月後払いで、再び販売し、それにしたがって明け渡したとすれば、その一方で購入者により3カ月で1100Thlr. を支払う義務を得る。
- (6) 販売したものは、最終的に損失をもたらす。たとえば、上記の住居について100Thlr. を失い、この損失を所有主自身に収入にかえてもたらすとすれば、それだけ取引からもたらすことになる。

収入および支出について、財および負債の所有権に関連させて理解するとすれば、それらを得るか、または引き渡すか、そして、それらからもたらされ

る損益よりなる (§ 20)。

交換 (Tauschen) とは、実際の収入および支出またはその行為 (Handlung) をいう。というのは、財および負債を、即ちその価値を、他の価値でこの物について、即座に、再び支払うかまたは受取るという条件で、受取るかまたは引き渡すかである。

次に、貸借する (Borgen) するとは、負担するかおよび負担を軽減することをいう。事業用の財および負債についてその価値を、即座にではなく、まず、ある一定の期間後に、同等の物でまたは他の物で再び弁済するか、または弁済されて受取るという条件で、受取るかまたは引き渡すことよりなる。

さらに、利益 (Gewinn) とは、財および負債の所有権を、何等引き渡す必要もないか、それとも、すでに引き渡したというようにして、保持している時に、受け入れるものをいう。

損失 (Verlust) とは、想定される物の所有権を、そのために何等再び取得することなく、またはすでに取得したというようにして、減らしてしまった時に、もたらすことをいう。

この利益または損失について、具体的事例を示すと次のようである (§ 29)。たとえば、100Thlr. で仕入れた商品が110Thlr. で再び売上げられるとすれば、人手に際して渡さなかったところの10Thlr. の利益を得る。この利益は商品が現金で支払われたならば、現金となる。それが動産 (Effecten) で、それより大きな価値で販売されるとすれば財 (Guther) となり、商品に期限を設けて支払われるとすれば、負債となる。それに対して、110Thlr. で購入した商品が再び100Thlr. で販売され、それ故、その際10Thlr. を出したならば、この損失は、何等再び保持することがないか、またはすでに保持しないところの支出である。

かくして、複式簿記は複式記入により一貫して処理するところの簿記をいう。

## V 日々記録帳

日々記録帳 (Tagesbuch) とは、ゲアハルトによれば、商人が日々の取引においてその内容を詳細に記録する帳簿である。この帳簿が簿記における出発点である。したがって、商業帳簿はここから出発する。即ち、取引に関連するあらゆる事象が一定の秩序を

もち認識・記録される帳簿である。

ゲアハルトによれば、商業帳簿とは、簿記システムの総称であり、日々日記帳は収入および支出を詳細にかつ個別的に記録する帳簿である。そこから進めて、実際には、収入を時系列に個別的に、そして、支出を同じ秩序にしたがって、再び個別的に示し、そして、その内容の計算のために、かつその正確性を認識するために、もたらされる (§ 94) システムである。したがって、このように、個別的に示す帳簿記録を日々記録帳による表示と称し、これは一般に収入および支出の取引の詳細な認識に奉仕する (§ 93) のものとしている。

単式簿記 (簡略化された複式簿記) においても、本来の複式簿記においても、取引の認識・記録する出発点としての日々記録帳は変わることはない。いずれにしても、期日、氏名、債務者および債権者、条件および金額について、収入は個別に一方の側に、そして支出は個別に他方の側に見られるように (§ 95) 記述する。これらは、いずれの簿記を採用するにしても、最終的に元帳へもたらされる。単式簿記では、日々日記帳より元帳へ直接もたらされる場合と補助簿を通じて元帳へもたらされる場合がある。それに対して、複式簿記では、日々記録帳 (または覚え書帳) より補助簿および仕訳帳を通して元帳へもたらされる。

この日々記録帳は、役割によりゲアハルトでは3つの種類に分化している。即ち、覚え書帳 (Prima Nota) 控え帳 (Strazze) および日記帳 (Memorial) がそれである。そのほかに、付け込み帳 (Kladde), 下書き (Brouillen), 出納帳 (Mannual) 等も存在するが、これらの3つの帳簿が基本的に使用されている (§ 125)。

覚え書帳は、複式簿記において事業全般の取引を記録する商業帳簿における主要帳簿の1つである。ここでは、収入および支出の諸事象は混在しているのであるが、日々日記帳と同様、詳細を記録する。それ故、この記録は、実行不可能ではないが、通常ではなく、一定の状況においてのみ許される (§ 126)。したがって、この状況では、複式簿記でのみ通用するのである。加えて、この記録は、入の借方、出の貸方に区分して書きとめられる。その意味するところは、ゲアハルトによれば、「他の帳簿へ清書されるまで、この帳簿がなければ、長い間記

憶に留めなければならない」(§ 127)が故に、必要性があるとする。

さらに、覚え書帳は、仕訳帳および元帳とともに、必要とする事業取引にとって、収入および支出の諸事象の表示に十分であるべきであると考えらるならば、数が多いとしても、様々であるとしても、示さなければならない。そして、経験は、総合的に発生する様々な報告が、様々な人により、単一の覚え書帳において表示されるべきであるならば、さらに、覚え書帳が仕訳帳および元帳を期待しなければならず、しばしば無秩序および忘れることが起こるであろうことを書きしるしている。しかしながら、表示されるべき諸事象が拡大し、重要であるならば、速やかに覚え書帳の分割を進めるに値し、かつ必要であるとする。(§ 128)

控え帳は、日常の取引ではなく、特に、メッセへ出向く時、持参することにより、メッセの取引の詳細を記録し、戻って来たときに、補助簿、仕訳帳および元帳へもたらされる。内容は、ほぼ覚え書帳に類似したものである。特に、メッセについては、「18世紀においてフランクフルト・アム・マインはライプツィヒに並ぶ活況を呈し、またその規模を保っていたのであるが、依然ライン地方と南ドイツ、スイス、フランスを結ぶ大市であったとしても、ライプツィヒの大市の発展により、大市の取引の意義を減少させられたとさえ言われている。ライプツィヒは、当時、フランクフルト・アム・マインと並び大市の発展により繁栄し、ドイツ内陸にあって、ハンブルク、オーストリア帝国、東欧、地中海と結びついていたとされている<sup>20)</sup>」。この状況には、控え帳の必要性が認められる。しかし、メッセが次第に役割を終えるときともに消える。

日記帳は、特に、日常の商取引に特化して、取引を詳細に記録してきた。したがって、商品の仕入および売上とそれに関わる取引が記録された。日記帳は、事業の主要帳簿となり益々重要性を増すことになり、覚え書帳の役割を以後代替することになる。したがって、覚え書帳は主要な役割を終えることになる。以後、最初の記録帳としての役割を果たし、一般的な呼称となるのである。

## VI 補助簿

日々記録帳より、直接元帳の勘定へ転記される場合もあるが、商人の規模が大きくなり、取扱商品の種類が多くなると、取引記録も複雑になり、取引が補助簿で調整されて間接的に元帳の勘定へ転記される場合がでてくる。この場合には、仕訳帳を欠いており、元帳へもたすために、さらに、勘定の形成を必要とするゆえ、複式の勘定記録方式を用いなければならない。複雑となると、補助簿で調整されて仕訳帳を通じて整理されて勘定へ転記される。したがって、このような状況において、補助簿は記録の統制のため、次第に重要となり、発展することになる。即ち、ここでは、取引がその二重性にもなって貸借に分解されて、それを元帳の貸借をもつ勘定へ転記される。前者の場合には、単式簿記(簡略化された複式簿記)と称される。後者の場合には、複式簿記と称され、時とともに充実し、完成してゆく。補助簿は、事業が拡大し、取扱商品が多くなれば、まさに必要不可欠となるが、単式簿記では、日々記録帳と元帳を繋ぐ帳簿であり、複式簿記では、仕訳帳を通じて、間接的に、元帳へ繋ぐ帳簿である。ここに、単式簿記と複式簿記との境界があると推定される。

補助簿は、日々記録帳より抜粋して収入および支出の一定の部分、一定の特徴のある項目の集合を示す(§ 96)。この項目の取引数が多い時に補助簿は設けられるのである。記載に際して、収入は個別的に一方の側に、そして支出は個別的に他方の側に見られるようにして示されることを要する(§ 95)。多くの補助簿がみられるが、ここでは、商品および現金について取り上げることにする。

商品の補助簿の種類：

- I) 仕入および売上一般
- II) 仕入、個別
- III) 国内、仕入、個別
- IV) 国内、掛仕入、個別
- V) 国内、現金仕入、個別
- VI) 国外、仕入、個別
- VII) 国外、一般売上、特別
- VIII) 掛売上、個別
- IX) 現金売上、個別

20) 百瀬房徳(1998) s.15. J. ケーリツェル(1986) 訳 s.110.

現金については、現金および人名、さらに、諸費用に関連して複雑となるが、受取および支払の詳細な記録がみられる。ここでは下記の補助簿がみられる。

現金の補助簿の種類：

- I) すべての現金一般
- II) 現金を伴う負債、個別
- III) 現金による商品仕入および売上、個別
- IV) 現金、割増金（換算差額）、個別
- V) 現金による利息、個別
- VI) 現金による支払諸経費、個別
- VII) 事業経費、個別
- VIII) 家経費、個別
- IX) 郵便料金、個別
- X) 全般的に、他の小さな、しばしば生ずる現金、個別

補助簿では、日々記録帳または覚え書帳における記録の役割に加えて、計算の役割も認められる。特に、ここでは、残高計算が認められる。この計算は、財について収入および支出を相殺する商品か、または現金によるか、いずれにおいても、または受取るべきおよび支払うべき負債においても、個別のかまたは同時に行うことができる（§ 100）とする。

- I) 相互に商品の個別的残高計算、
- II) 相互に現金の通貨の種類別の個別的残高計算、
- III) 相互に商品および現金に対する負債の個別的残高計算

これらによって計算された残高は、次に元帳へとつながる。

さらに、一般的な事業以外にも、商人が活動するのに必須の多くの事業が存在する。これらの事業は特殊なそれとして扱われている。たとえば、下記の取引がある。

- AA) メッセの取引
- BB) 委託取引
- CC) 運送取引
- DD) 銀行取引
- EE) 手形取引
- FF) 工場取引

そのほかに、商業帳簿には収入および支出の表示、計算を見出すところの補助手段としての補助資料簿（Hilfsbuch）または補足簿（Beybuch）がある。これについては、下記の項目が取り上げられている（§ 108）。

- a) 様々な複写
- b) 氏名の記入
- c) 詳細な計算
- d) 支払日の記載 等々

ゲアハルトは、体系的に、上述の例示による商品の売買および現金の取扱を含め、全取引に関する補助簿を示している（§ 120）。

この補助簿には「図表－4」の分割された事業の収入および支出を含める。

#### 図表－4 補助簿の事例

a) 通常の事例：

(1) 商品の仕入・売上、総合で、仕入・売上帳または商品日記帳および商品補足帳、それにより特別下記の項を含める。

AA) 一般仕入帳、そこから下記の項が導きだされる；

(I) 国内の仕入または債権者帳、下記の項より成る。

aa) 掛仕入帳

bb) 現金仕入帳または現金決済

(II) 国外の仕入帳または送り状帳

BB) 一般売上帳、そこから下記の項が導きだされる；

(I) 掛売上帳または日記帳、補足帳

(II) 現金売上帳または現金決済

(2) 現金の受取および支払一般、現金帳、下記の項よりなる。

AA) 現金控え帳または覚え書帳

(I) 現金仕入・売上帳一般、

(II) 換算差額帳

(III) 利息帳

BB) 経費帳、そこから下記の項が導きだされる

(I) 事業経費帳

(II) 科経費帳

(III) 郵便料金帳

(3) 下記の差引勘定

AA) 相対する商品、商品在高勘定

BB) 相対する現金の種類、現金の種類在高勘定

CC) 商品に対応する債務、現金および債務

(I) 債務者・債権者在高帳

(II) 小口債務帳

b) 可能性のある事業事象

- (1) メッセ取引
  - AA) メッセ帳または市場帳
  - SS) メッセ在高帳または市場在高帳
  - CC) 在高帳または証券取引日記帳
- (2) 調達取引帳
  - AA) 仲介取引帳
  - BB) 倉庫帳
- (3) 調達取引、運送費帳
- (4) 銀行取引、銀行帳
- (5) 手形取引
  - AA) 手形控え帳
  - BB) 手形在高帳
- (6) 工場取引
  - AA) 工場帳
  - BB) 労働者帳

ろの補助資料簿が必要とされる。そこでは、補助手段として、収入および支出の発見のために、「図表－5」の項が認められる（§ 109）。

図表－5 補助資料簿の事例

- I) 差引計算する、一般写し帳、ここでは下記の項を含む
  - a) 書簡写し帳
  - b) 手形写し帳
  - c) 当座勘定帳
  - d) 貸借平均帳
- II) 国外の商品の計算、計算帳
- III) 支払期日の認識、月次帳または満期日帳
- IV) 名簿帳、登録順またはアルファベット順による記録帳（元帳およびその他の勘定帳の）

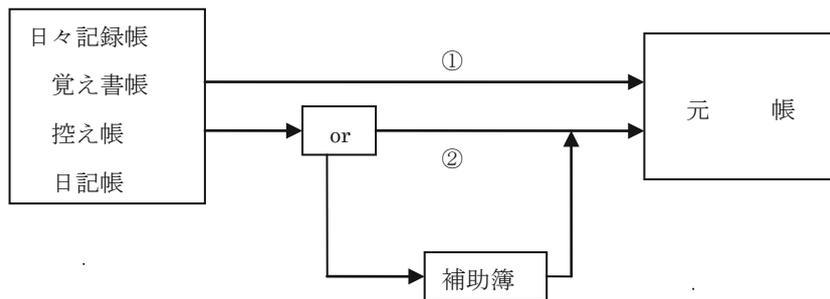
この補助簿で特徴のあるのは、可能性のある事業事象 (zufälligen Handelseignissen) のうちのメッセ取引および工場取引 (Fabrikegeschäften) である。当時、一方では、メッセがまだ開催されていたこと、もう一方では、工場経営が始まっていたことを示すものである。

かくして、補助簿および補助資料簿は、日々記録帳または覚え書帳、仕訳帳および元帳の基本帳簿と並んで次第に単式簿記にとっても、複式簿記にとっても、必要不可欠の帳簿と成っていく。

さらに加えて、勘定または補助簿を補完するとこ

ここで、単式簿記と複式簿記について、簿記の体系のなかで各帳簿の位置付けを図示すると「図表－6および7」となる [Ⅲ、(2) 簿記の枠組み規定]。

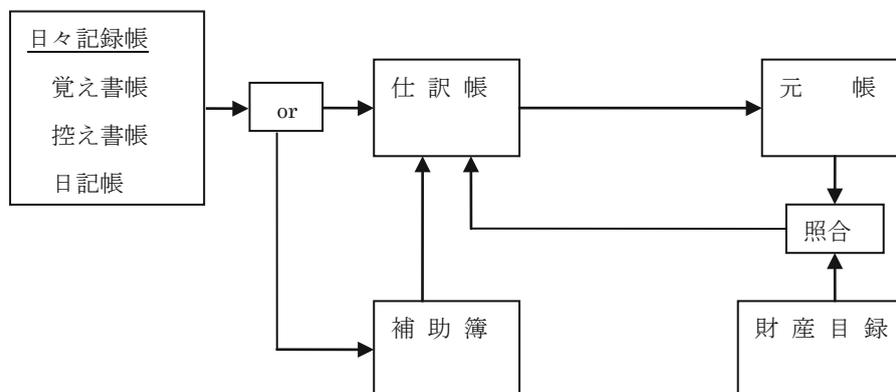
図表－6 単式簿記（簡略化された複式簿記）



- (注) ・①はすべての取引が勘定にもたらされ、②は一部直接に勘定へ、他の部分は補助簿を通じて勘定へもたらされる。日々日記帳は下記のごとく用途により分化する。
- ・覚え書帳－事業一般に使用
  - ・控え帳－メッセ専用
  - ・日記帳－商品取引専用
  - ・補助簿は現金帳、負債帳
  - ・元帳の勘定は借方と貸方のT字フォームを持ち複式記入される。

図表一 7

複式簿記



- (注)・単純な取引は日々記録帳より直接仕訳帳へもたらされる。  
 ・同じ取引が多い場合には補助簿がもうけられる。たとえば、商品勘定に対する商品帳のように。  
 ・仕訳帳は取引の二重性に基づいて勘定を単位にして分解して仕訳をする。  
 ・財産目録は勘定に基づいて棚卸をして、実際を記録し、勘定と照合し調整する。

## VII 仕訳帳

簿記といえば、その記録方式は単式簿記および複式簿記いずれの方式も「複式記入」を基本とする。すべての複式記入は、ゲアハルトによれば、すべての商人に採用されるもので、規模が小さいものであれ、大きいものであれ採用される。したがって、商人により、その状況により、簡略化され不完全な、または完全な方式で採用されたりする。前者では単式簿記が考えられ、後者では複式簿記が考えられる。この複式記入が仕訳帳および元帳に及ぶのが複式簿記である。

### (1) 単式簿記

簿記は取引の二重性とそれに伴う複式記入を根拠として成立している。二重性とは取引において入ってくるものがあると同時に、出て行くものがあることを意味する。前者について、左側、即ち、借方とし、後者について、右側、即ち、貸方と称し、相対応して記録する。その際、貸借の金額は一致（貸借平均）していなければならない。これをひとつの取引において複式記入では平行して示す。この原理は、単式簿記では、元帳の勘定記入において認められる。そして、複式簿記では、仕訳帳においても認められ、元帳の勘定へ記録される。したがって、いずれの簿記においても複式記入は認められる。この複式記入では、財産を積極、即ち、借方と消極、即ち、貸方

に区分し、かつ財産を財と負債に区分している。さらに、負債は債務者、即ち、借方と与信者または債権者、即ち、貸方に区分している。その際、財では、借方を意味する記号に「収入」が用いられ、貸方を意味する記号に「支出」が用いられている。そして、負債では、借方に「債務者」が、貸方に「債権者」が用いられている。

単式簿記では、現金の受取と引渡および負債の受入と返済を中心に記録する。その際、現金または負債に対応する複式記入に基づいた仕訳は示されない。即ち、上述の仕訳の原理は想定するが、現金または負債の相手勘定は示さない。それ故、現金勘定または負債勘定に対応する補助簿である現金帳または負債帳のなかで相手勘定の詳細が示される。したがって、現金勘定または負債勘定の増加・減少のみが示される。

このように、単式簿記のシステムをみると、取引の仕訳は想定されるが、取引の記録は、最初の日々記録帳に始まり、直接元帳の勘定へもたされるか(図表一 6、①)、または取引が増加するにつれて、補助簿を通じて勘定へもたらされる(図表一 6、②)。したがって、簡略化された複式簿記または不完全な簿記である。上記の勘定へもたらされる状況は、総称して単式簿記と総称されている。ゲアハルトによれば、簡略化された複式簿記は、わずかしか取引しない場合、特別の財の取引に関して、その財の総合

の増加・減少 (Zu=und Abgann) を計算することにより、利益または損失を計算する (§ 44)。それ故、仕訳帳を欠いた複式簿記となっている。

### (2) 複式簿記

簿記における取引の二重性に基づく複式記入を最初から最後まで貫徹するのが複式簿記である。この簿記では、貸借平均の原則に基づいて収入 (借方) と支出 (貸方) を同時に並列して記入する。

単式簿記と複式簿記の異なるところは、システムが完全であるか否かである。取引の日々の記録である覚え書帳から直接仕訳帳を通そうが、補助簿を通じて間接的に仕訳帳を通そうが、必ず、整理のための仕訳が、単式簿記と異なり、具現され、元帳の諸勘定へもたらされる。したがって、仕訳帳において取引が分解されたところの勘定と元帳における勘定は一致する。それ故、簿記では、勘定を単位として記帳される。かかるシステムからして、この複式簿記が「完全な簿記」と称される由縁である。商業が、規模が大きくなり、複雑となるにしたがって、複式簿記は必要不可欠となる。

### (3) 代理人簿記

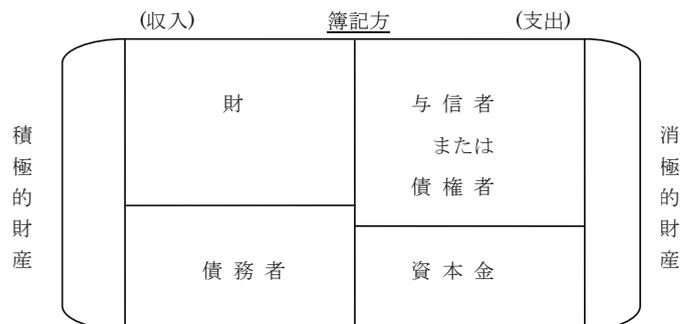
商人の事業は、基本的に、まず財産を所有することから始まる。そして、財産が利益を求めて運用される。この財産または資本金の変動は、即ち、積極財産および消極財産の変動は、収入および支出をもたらす。その際、「収入」は積極財産の増加をもたらし、「支出」は消極財産の増加をもたらす。その結果、支出よりも多く収入を得れば利益が生じ、逆に、収入よりも多く支出があれば損失となる。このことは、資本金の変動をもたらす。

この財産の変動は、商業活動以外に、金銭の貸借からも生ずる。この際、積極財産の増加、即ち、借入は「収入」を意味し、消極財産の増加、即ち、貸付は「支出」を意味する。これにより、仕訳の原則が確立する。この場合、財産は財と負債に区分される。ここで負債を財産より独立して示すのは、歴史的に、商人間の負債の返済能力に関心をよせていたからである。そのため、「商人の法」は、帳簿の作成義務を課し、

そして、帳簿に証拠能力をもたせたのである。その場合、元帳の勘定には個々の商人たる債務者および債権者の勘定があるから、当該勘定はその他の帳簿と一致しなければならないとしたのである。ここで、その他の帳簿とは仕訳帳、補助簿または覚え書帳であろう [Ⅲ、(5) 商業帳簿の証拠能力]。

このように、積極財産に「財」と債務者を記録し、消極財産に「与信者」または「債権者」を記録した。この記録方法は、「代理人簿記」による方式である。代理人簿記とは、事業主たる「主人」に代わって雇われた専門家である「簿記方」が記録するという方式である。この簿記方を育てるため、簿記教育が行われていたようである。この方式によれば、ゲアハルトでは、簿記方は主人より事業を預かって記録することを前提とする。その帰結として、簿記方は、積極側の財は主人より預かったものであり、積極側の負債は、主人に対して債務を負っていると理解する。それ故、この負債は、積極側でありながら「債務者」とする。それに対して、消極側の財は、財そのものの「出」を意味し、積極側に対する控除要素である。そして、消極側の負債は、主人に対して債権をもっていると理解し、それ故、与信者または債権者と理解する。ゲアハルトは、この計算方法により、財の正味の収入および支出を表示するのは、いずれの場合にも、現金またはその他の財を計算するよう任されている商人およびその現金方でも、経理係 (Rendanten) および出納係 (Einnehmer) でも、行われる (§ 43) とする。また、勘定を商人の経理担当者または管理者のイメージで受け入れる主人または家父長のもとで表現するのに不可欠である (§ 89) ともしている。この構図は、単式簿記と共通しており、これを示すと「図表-8」のようになる。

図表-8 代理人簿記の構図



## Ⅷ 勘定の体系

商人の事業は、取引により財および負債を変動させる。その際、収入または収入を通じて所有権を得るか、または引き渡す。取引は、交換、貸借、およびその結果としての損益よりなる。「収入」および「支出」は、上述のごとく、簿記上の借方および貸方の記号を意味する。

収入または支出は、たとえば、財についてみると、収入の側にも支出の側にも発生すが、両者の合計を相殺して差額を計算すると、財は収入側に在が高が残る。負債については、債務者は収入側に、債権者は支出側に在が高が残る。その結果、資本金は損益を通じて増加または減少する。単式簿記（簡略化された複式簿記）においても、複式簿記においても、上述の収入または支出の計算は共通しており、その結果も同じである。具体的に事例を示すと「図表－9」の通りである（\$24）。

### 図表－9 財と負債の在 high の体系

財 (Güthern) とは下記のことを指す；

(I) 不動産：建物、庭園、土地および等々；

(II) 動産：

- aa) 手持現金；即ち、現金および通貨
- bb) 商品、手形および他の手許にあるもの
- cc) 備品、事業および家計等々

負債 (Schluden) として把握するもの；

(I) 債務者、積極または借方、または同等の者；その者に請求しなければならないか、または我々に対して支払う義務のある

(II) 与信者、消極または貸方、債権者または債務対応者；我々に対して請求しなければならないか、またはこれらの者に支払うべきである

資本金 (Capital) として損益を通じて増・減する；

(I) 資本金：損益を含む。

## Ⅸ 単式簿記と複式簿記の取引事例と勘定

ゲアハルトは、単式簿記と複式簿記の簡単な取引事例とその元帳における勘定について例示している。この両者の例示は、簿記の全体システムと個々の帳簿について詳細に示すものではないが、基本的に、取引事例の記述の内容の違いが明確にされる。

また、両者は同じ内容の事例であるので、さらに、違いが明確となる。

### 1. 単式簿記の取引事例と勘定

単式簿記では 16 の事例が示されている。それは「図表－10」の通りである（\$62）。

#### 図表－10 単式簿記による取引事例

- I) 所有主は1796年1月1日に事業の基礎として拠出する現金で10000Thlr. Frd'or 資本金をもつ。
- II) この現金により所有主は1月3日に住居を3000Thlr. で購入する。
- III) さらに、所有主は1月5日に一定の商品を現金5000Thlr. で仕入れる。
- IV) 1月6日 Titius に対して1年の期限で手形により1000Thlr. を貸し付ける。
- V) さらに、1月7日 Cajum より3カ月の期限で支払う商品を6000Thlr. を支払う。
- VI) 1月20日、それに対して、すべての所有主の商品を現金13000Thlr. で売上げる。
- VII) 2月1日に住居を Sempronius へ3ヵ月後支払で2800Thlr. で販売する。
- VIII) その後、所有主は Cajum から負債を4月7日に現金で支払う。
- IX) Sempronius は、所有主に対して5月1日に満期ちなる2800Thlr. を現金で支払う。
- X) Titius は、満期日前に500Thlr. の彼の手形の分割払の機会をうる。
- XI) 4カ月の利息10Thlr. を現金で5月16日に支払う。
- XII) 5月30日に所有主は、この間の現金の維持費およびその他の経費に支出したところの、その事業を締切る。
- XIII) 商品で2000Thlr. の利益をみいだした。
- XIV) 住居で200Thlr. 失った。
- XV) 資本金は、1010Thlr. 拡大または増殖した。
- XVI) 10510Thlr. Ld'or の現金、500Thlr. の債務を、締切って、もたらした。

この取引事例は日々記録帳において記録されるべきそれである。ここでは、この帳簿そのものは、示されていない。日々記録帳から、単式簿記では、その記録が、直接元帳の勘定へもたらされるか、それ

とも、補助簿より間接的にもたらされる。この過程は事業の状況により異なろう。したがって、複式簿記のように仕訳帳を通さない。しかしながら、単式簿記であっても、複式記入を基礎としている。それは勘定へもたらされる時に明らかとなる。

単式簿記の事例は“現金勘定”、“Titius allhier”、“Cajus allhier” および “Sempronius” の4つの勘定を掲げているが、収入（左側）と支出（右側）の両建て、即ち、複式記入となっている。このことから、単式簿記が複式記入を内包するところの「簡略化された複式簿記」であることが理解できる。

この取引事例のうち、現金勘定については、収入側において I、VI、IX、X および XI が、支出側において II、III、IV、VIII、XI がみられる。特に、現金勘定においては、取引が現金により決済され、その相手項目があるが故に、それを勘定のなかにおいて詳細を示すことが必要不可欠となる。ただし、動産については、事例自体が詳細に示されていないので、勘定では例示されていない。ここでは取引事例と符号すべく、勘定に事例欄が設けられている。それを示すと「図表-11」の通りである（§62）。

負債の取引事例では、現金勘定以外の勘定が掲

図表-11 現金勘定の例

事例	収入	現金			支出	事例	
		1796			1796		
I	1. Jan	Zur berechnung In Fd'or Thlr.	10000	— —	3. Jan	An N. wegen des von ihm ge- kauft Wohnha- uses bezahlt Frd'or Thlr.	3000 — — II
VI	20 "	Für die an N. baar verkauft Waaren u erhalten	13000	— —	5. do.	Für die von baar gekauften Waaren u. bez- ahlt	5000 — — III
IX	1. May	Für das an Se- mpronium unter 1. Feb. c. verka- ufte Haus gega- ngen			6. do	An Titium geg- en Wechsel auf 1. Jahr geliehen	1000 — — IV
X	6. "	Von Titium in Abschlag seines Wechsels von 6 Jan. c. erhalten	500	— —	7. April	An Cajum für die von ihn un- tern 7. Jan. c. Erhaltenen Wa- aren bezahlt	6000 — — VIII
XI	" "	Für Zinsen von diesen 500 Thlr. auf 4 Monat a 1/2 pCt. Empfa- ngen	10	— —	30. May	Für Unkosten, Ausgaben bis hieher	800 — —

げられている。“Cajus allhier” および “Sempronius allhier” は財の取引に関する勘定で、“Titius allhier” は貸付に関する勘定である。前二者は収入および支出が貸借一致しているので残高はなく、後者は収入側に残高を残している。

何ゆえに負債勘定が個別的に示されているのかは、訴訟に際して、該当する元帳の勘定が裁判所へ証拠として呈示されなければならないことに由来しよう。これらの勘定を示すと「図表－12」の通りである（§62）。

図表－12 負債勘定の事例

事例	収入		Titius allhier				支出			事例	
IV	6. Jan	1796 Baar gegen Wechsel auf 12 Monat in Frd'or	1000	—	—	6. May	1796 zahlte baar in Abschlag seines Wechsels mit 4 Monatl. Zinsen a 1/2 pCt. Frd'or	500	—	—	X
		借方	Cajus allhier				貸方				
VIII	7. Apri	1796 Baar an ihm bezahlt nebige Frd'or	6000	—	—	7. Jan.	1796 Für die auf 3 Monat Zeit Von ihm erhaltenen Waaren Frd'or	6000	—	—	V
		借方	Sempronius allhier				貸方				
VII	1. Febr	1796 Für das an ihn auf 3 Monat Zeit verkauft e Wohnhaus in Frd'or	2800	—	—	1 May	1796 Für baar bezahlte nebige Frd'or	2800	—	—	IX

ゲアハルトでは、単式簿記の勘定は締切られていない。そこで、勘定を締切り、上記の諸勘定をまとめてみる。

まず、現金勘定は、下記のように計算される：

収入の合計	Thlr. 26310	—	—
支出の合計	—	15800	—
差引残高	Thlr. 10510	—	—

負債（債務者）で残高のあるのは、下記のように計算される：

Titius allhier 勘定	
収入の合計	Thlr. 1000 — —
支出の合計	— — 500 — —
差引残高	Thlr. 500 — —

現金勘定、Titius allhier 勘定および資本金勘定よ

り貸借平均表をTフォームで推定すると、「図表－13」の通り計算される。

図表－13 貸借平均表

収 入		支 出	
現 金	10510	資 本 金	10000
債 務 者 (Titius)	500	資本金増加 (利 益)	1010
	11010		11010

さらに、支出側での資本金増加について、取引事例より推定すると、すべての資本の増・減が、直接、資本金勘定へもたらされるとすれば、「図表－14」の通りとなる。

図表－14 資本金勘定

収 入		支 出	
XII	800	資 本 金	10000
XVI	200	XIII	2000
		XI	10

ここでみられるXIよりXVIは、上記のごとく、損益を示す項目、即ち、資本を増・減させる項目であり、直接、資本金勘定で示したものである。

かくして、ゲアハルトの単式簿記の事例から、財産計算および資本金計算を推定することができる。

## 2. 複式簿記の取引事例と勘定

複式簿記の取引事例は、内容において単式簿記のそれと同じであるが、複式簿記の事例に合わせて組み替え、変更している。これによって、複式簿記と単式簿記の違いが比較できる。この際、複式簿記では、14の事例となっている。それは「図表－15」の通りである（§62）。

図表－15 複式簿記による取引事例

- I) 事業に投下された所有主の資本10000Thlr.を、その資本金勘定で示す。それに対応して、現金勘定に記入する。
- II) 3000Thlr.で購入した住居をそれに属する勘定にその額で記入する。それに対応して現金勘定

では3000Thlr.支出する。

- III) 5000Thlr.現金で仕入れた商品は、商品勘定へ記入される。それに対応して現金勘定はその額支出される。
- IV) Titiusに提供された1000Thlr.は、その者に記入する。それに対応して現金勘定は支出される。
- V) Cajumより一定の期限で仕入れた商品は、それに対して6000Thlr.支出される。それに対応して商品勘定は6000Thlr.記入される。
- VI) 13000Thlr.で現金売上した商品は、商品勘定で支出される。それに対応して現金勘定への記入がなされる。
- VII) 2800Thlr.で販売された住居は、住居勘定で出の記入がなされる。それに対応してSemproniusへ入の記入がなされる。
- VIII) Cajumに対して現金で支払われた6000Thlr.は、当人に入の記入がなされる。それに対応して現金勘定は出の記入がなされる。
- IX) Semproniusより現金で受取った2800Thlr.は、その者に出の記入がなされる。それに対応して現金の入の記入がなされる。
- X) Titiumより分割して現金でしはらわれた500Thlr.は、その者の支出とする。それに対応して現金の入をもたらす。
- XI) その者より利子として受けとった10Thlr.は、現金勘定へ入の記入がなされる。それに対応してその所有主は、それについて彼の資本金の増加として出の記入がなされる。
- XII) 経費に対して現金で支払われた800Thlr.は、現金勘定に出の記入がなされる。それに対応して所有主へこの額分、その資本金の減少として入の記入がなされる。
- XIII) 商品の仕入よりも高い売上により利益を得た2000Thlr.は、商品勘定へ入の記入がなされる。それに対応して所有主へ利益または資本金の増殖分として出の記入がなされる。
- XIV) 住居の販売より高い購入により失った200Thlr.は、住居に支出となり、所有主に資産(Vermögen)の減少として収入に対して記入する。

上記の事例は、複式簿記では覚え書帳に記録される。そして、この記録は、仕訳帳で取引の二重性および貸借の一致の原則にもとづいて収入と支出に分

図表-16

複式簿記の勘定

事例	借方		資本金				貸方			事例	
		1796	Thlr.				1796	Frd'or Thlr.			
X II	30 May	An Cassa=Conto				1 Jan	Pr.Cassa=Conto	10000	—	—	I
		Für Unkosten	800	—	—	6 May	Pr.Diefelde ``				
X IV	``	An das Wohnhus					Zinsen	10	—	—	
		Verlust	200	—	—	30 ``	Pr.Waaren=Con to, Gewinn	2000	—	—	
収入 <span style="margin-left: 150px;">現金</span> <span style="margin-left: 150px;">支出</span>											
		1796	Frd'or Thlr.				1796	Frd'or Thlr.			
I	1 Jan	An Capital=Co- nto zur Berec- hnen				3 Jan	Pr. Wohnhaus, Erkauf dersel- Ben	3000	—	—	II
VI	20 ``	An Waaren=Co- nto, verkauft	13000	—	—	5 ``	Pr.Waaren=Co- nto, Einkauf derselben	5000	—	—	III
IX	`` ``	An Sempronius, Zahlung dessrben	2800	—	—	6 ``	Pr.Titium gegen Wechsel zhl.12 mon.	1000	—	—	
X	6 ``	An Titium dergl Abschl.	500	—	—	7 Apri.	r. Cajium,bza- hlte Waaren- schuld	6000	—	—	VIII
X I	`` ``	An Capital-Co- nto, emp.,Zins- en u.	10	—	—	30 May	r. Capital=Co- nto, bezahlt Unkosten	800	—	—	
収入 <span style="margin-left: 150px;">住居</span> <span style="margin-left: 150px;">支出</span>											
		1796	Frd'or				1706	Frd'or			
II	3 Jan.	An Cassa=Con- to erkauft pro	3000	—	—	1 Febr	Pr.Sempronium verkauft pr.	2800	—	—	VII
						30 May	r.Capital=Co wegen Verlust	200	—	—	

事例	収入			商 品			支 出			事例	
III	5Jan.	1796	Frd'or Thlr.			20Jan..	1796	Frd'or Thlr.			VI
		An Cassa=Con-	5000	—	—		Pr.Cassa=Con-	13000	—	—	
		nto, baarer Ei-					to, baarer Ver-				
nkauf	kauf										
V	7do.	An Cajum Co-	6000	—	—	/	/	/	/	/	
	nto Zeit Eink-										
	auf										
	30May	An Capital=Co-	2000	—	—	/	/	/	/	/	
	nto pr. Gewinn										
借 方			Titius allhier			貸 方					
IV	6Jan.	1796	Frd'or Thlr.			6May	1796	Frd'or Thlr.			X
		An Cassa=Con-	1000	—	—		Pr.Cassa=Conto	500	—	—	
		to gegen Wech-					abschlägl. Za-				
sel auf 12 Mo-	hlung										
		at a pCt Zins-									
		en									
借 方			Cajus allhier			貸 方					
VIII	7.Apri	1796	Frd'or Thlr.			7Jan.	1796	Frd'or Thlr.			V
		An Cassa=Con-	6000	—	—		Pr.Waaren=Co-	6000	—	—	
		to, nebig beza-					nto in 3Mon.				
hlte	zahlbar										
借 方			Sempronius allhier			貸 方					
VIII	1Febr	1796	Frd'or Thlr.			1May	1796	Frd'or Thlr.			IX
		An das Wohn=	2800	—	—		Pr.Cassa=Coto	2800	—	—	
		haus zhl. 3					Zahlung				
Monat verk.											

解し、仕訳される。この仕訳をするところの仕訳帳は、まさに、取引を分解・整理する場である。これを通して、当該の分解・整理された勘定をもつ元帳へともたらされる。この事例では、補助簿および仕訳帳の例は、示されていない。ここでは、記録方式が複式記入を基礎とすることから、単式簿記（簡略化された複式簿記）と同様であることを示している。

単式簿記では、仕訳帳がないことから、単式簿記と複式簿記の両者が簡略化されようが、完全であろうが、複式記入に基づく、共通したものが元帳の諸勘定である。それゆえ、単式簿記では、現金、負債に限られ、複式簿記では、取引から生ずる勘定すべてにわたるところに違いがあるが、最終的に、いずれも複式記入である。ゲアハルトによる複式簿記の勘

定例を示すと「図表－16」の通りである（§62）。

これらの勘定は、仕訳が貸借一致しているので、勘定にもたらされても、すべての勘定の借方合計と貸方合計も一致する。したがって、仕訳帳において

も、元帳においても合計は一致する。ゲアハルトは、全勘定の収入・支出合計（試算表に相当）の貸借一致を示している。それをゲアハルトにより示すと「図表－17」の通りとなる（§62）。

図表－17 収入・支出合計表

勘定科目	収入			支出		
von der 1) Capital=Conto . . .	1000	—	—			
2) Cassa=Conto . . .	26310	—	—			
von 3) Wohnhause . . .	3000	—	—			
von der 4) Waaren=Conto . . .	13000	—	—	13000	—	—
von 5) Titius . . .	1000	—	—	500	—	—
6) Cajus . . .	6000	—	—	6000	—	—
7) Sempronius . . .	2800	—	—	2800	—	—
und folglich gleiche Summen von . . . Thlr.	53110	—	—	53110	—	—

この収入・支出合計表より各々の勘定の在高を計算し、勘定の在高を計算すると、貸借平均表が導き

だされる。ゲアハルトによると、それは「図表－18」の通りである（§62）。

図表－18 貸借平均表

借用者 または 債務者	与信者 または 債権者
Cassa=Conto . . . Thlr. 10510 — —	Capital=Conto . . . Thlr. 11010 — —
Titius                    `    500 — —	
Summa Thlr. 11010 — —	Summa Thlr. 11010 — —

この平均表では、現金勘定と Titius 勘定が債務者側で計算される。即ち、現金勘定は10510Thlr.で、Titius 勘定は500Thlr.であった。その合計額は11010Thlr.である。それに対して、資本金勘定

が債権者側に計算される。即ち、11010Thlr.である。資本金は投下された額10000Thlr.に対して1010Thlr.増加している。ゲアハルトによると「図表－19」の通りである（§62）。

図表－19 資本金の増加計算表

folglich dass er sein angelegtes Capital der 10000Thlr. Frd'or  
 durch den Handel mit . . . . . 1010Thlr. Frd'or  
 nach der XV Vorgabe vermehrt, und also auf . 11010Thlr. Frd'or

かくして、単式簿記と複式簿記の特徴が明らかになった。ゲアハルトの事例では、両方式の簿記について、勘定の複式記入は共通したものであるので、両社の特徴は記帳プロセスにあることが明らかにされた。この意味で、単式簿記と複式簿記の勘定の記帳例を同じ事例により両者の違いを示している。ここで示された単式簿記では、最も単純なシステムを取り上げ、事例そのものを日々記録帳とすれば、この記録帳より直接元帳の勘定へもたらされると想定される記帳方法であった。この方法では、元帳の勘定記入は現金勘定の収入側と支出側に区分した複式記入と負債勘定の債務者側と債権者側に区分した複式記入よりなっている。したがって、簡略化された複式簿記となっている。この事例は、同時代の単純な経営について扱ったものといえる。

複式簿記は、単式簿記と異なり、特に、仕訳が背後にあることを前提とした勘定の記入をしているものと想定される。したがって、単式簿記でみられる現金勘定の相手項目をすべて勘定として扱っているのが複式簿記である。さらに、単式簿記では、事業における収益と費用は資本金勘定へ振替えられてい

るので、ここでは損益勘定は設けられていない。したがって、収益と費用は資本金を増・減させるものと考えられていることである。それに対して、複式簿記では、収益および費用を仕訳により損益勘定へ集合させ、その差額である利益を資本金勘定へ振替えるのである。単式簿記と複式簿記のこのような特徴は、以降、補助簿、仕訳帳等々へ進むところで明らかとなる。

### (3) 仕訳帳への記入例と勘定

仕訳帳は、複式簿記に固有の帳簿である。この複式簿記では、仕訳帳が元帳へと連絡する役割を果たす。したがって、仕訳帳における事業の総合的な収入および支出の整理・分解は、覚え書帳に起因するか、それとも補助簿に起因するか、さまざまな勘定へと秩序だてられる。そして、それらは、同時に、元帳へもたらされるのである(§ 133)。上述の「さまざまな勘定へと秩序だてられる」とは、仕訳の原則に係わる必要記載事項をいう。ゲアハルトによれば「図表- 20」の通りである(§ 134)。

図表-20

#### 仕訳による必要記載事項

- 1) 時：取引がおこなわれる時、これが各々の項目の上か、または適切であるその内部に
- 2) 取引が行われたところの債務者 (Debitors)：それと並行して、
- 3) 受取が行われた金額：  
たとえば、ワインは "Sollen" または "Debit"
- 4) 債権者 (Creditors)：たとえば、"an Cassaconto"
- 5) 取引：何を、かつどんな条件で行われたか、たとえば、Heinrich Pfrte より当座勘定または現金で仕入
- 6) 取引が行われた物品、品質、および量にしたがって、
- 7) 価格、貨幣の種類および価格合計、最後に、下線が引かれる、  
たとえば、..... a 100Thlr. Pr. Cr. .... Thlr. 1500 —

必要記載事項は、現金または掛について「図表- 21」の事例により満たされる (§ 134)。

仕入取引に続いて売上取引についても同様である。さらに、売買で支払手段として用いられる手

形の取り扱いも同じである。これからもたらされる仕訳の一般原則は、ゲアハルトによれば、「図表- 22」の通りである (§ 135)。

図表-21

仕訳の事例

(a) 現金により仕入れた時 :

	den 12ten Januar 1796		
	(2) Weine Sollen (3) Thlr. 1600 — —		
	(4) An Cassa Conto, (5) kaufte von Heinrich Contant		
	(6) 16 Oxthoft extr. Sein Medoc (7) a 100 Thlr. C. Thlr.	1600	— —

ある場合同じ項目を下記のように仕訳する :

	(2) Weine (4) An Cassa		
	(1) den 12Jan. 1796 (5) kaufte Contant von Heinrich Pforte		
	(6) 16 Oxthoft extr. sein Medoc (7) a 100 Thlr. Pr. C. Thlr.	1600	— —

(b) 掛で仕入れた時 ;  
掛仕入 :

	(1) den 15 Jan. 1796		
	(2) Friedrich Klein allhier Soll (3) Thlr. 1920 — —		
	(4) An Weine (5) verkaufte an obigen auf 3 Monat		
	(6) 16 Oxthoft etr. sein Medoc (7) a 120 Thlr. Pr. C. Thlr.	1920	— —

掛の返済 :

	(2) Cassa Conto Soll (3) Thlr. 1920 — —		
	(4) An Friedr. Klein allhier (1) den 15 April (5) zahlte selb-		
	ger (6) die untern 15 Jan c. erhaltenen Weine mit		
	(7) Pr. C. Thlr.	1920	— —

図表-22

仕訳の一般原則

- 1) 我々の指揮のもとで支配するため、我々のものとなる全てが債務者である 我々の指揮のもとで支配するため、我々のものとなる全てが債務者である。
- 2) 他にもたらされるすべて、または我々の指揮により出て行くもの全て権者である。
- 3) 勘定に対して  
(FürまたはAn)、人が支払い、送付し、提供し、返済し、または我々に手形を振り出した者は、債務者となる。
- 4) 勘定からまたは勘定のために、人が受取り、送り、提供または返済するか、または我々が手形を振り出した者は、債権者となる。

この取引に基づいて、特別、財の取引について具体的に示すと「図表- 23」の通りとなる (§ 135)。

図表-23

財の具体的取引例

- 1) あるものが出・入することでは、たとえば、商品を仕入れ、それに対して現金を支払う：この場合に、商品が入ってくるし、現金が出て行く。これは要するに、
  - (ア) 商品勘定、債務者が現金勘定、債権者
- 2) 入があって、出がなければ、たとえば、商品を掛で (auf Zeit) 仕入れば、売手に満期日に (zur Verfallzeit) 支払う。この場合、商品は我々のところへ入ってき、売手では出ていく。したがって、下記のようになる：
  - (イ) 商品勘定、債務者が売手の勘定、債権者
- 3) なにも入はないが出がある。たとえば、商品を掛で売り、これが満期日に支払
  - ② れるまで保持する。この場合、商品は買手へ渡り、我々のところでは出て行く。したがって、下記のようになる：
    - (ア) 買手勘定、債務者が商品勘定、債権者
- 4) 出も入もある場合がある。たとえば、負債を負っている者に、当人が請求しなければならない他の者による支払を指名する。この場合、我々に対する支払は、手形 (Angewiesen) で行われ、それが指名された者より再びもたらされる。したがって下記のようになる：
  - 指名された者、債務者が引き渡された者、債務者

仕訳は、上述のように、単純なものではない。したがって、様々な仕訳の組み合わせが存在する。単純な仕訳を含む、様々な組合せは、ゲアハルトによれば、下記の通りである (§ 137)。

- 1) ただ一つの借方とただ一つの貸方
- 2) ひとりの債務者と様々な債権者
- 3) 様々な債務者とひとりの債権者

(1) については、上記の、「財の具体的取引」で示している。(2) および (3) は複合仕訳である。これらのうち (2) について示すと「図表-24」の通りである (§ 139)。ただし、(3) は (2) の逆であるので

省略する。

ゲアハルトでは、事業規模が小さく、まったく仕訳帳を必要とせず、直接元帳へもたらされるもの、ほんのわずかしは補助簿を必要とせず、これらから元帳へもたらされるもの、加えて、事業規模が大きくなり補助簿等より仕訳帳を通じて元帳へもたらされるものがみられる。これからして、仕訳帳を必要とするのは後者である。事業の取引を補助簿および仕訳帳を通じて、勘定を用いて正確に調整する役割を課し、特に、仕訳帳はこの役割に徹している。ゲアハルトは、仕訳帳について「図表-25」下記のように要約している (§ 145)。

図表-24

様々な仕訳の組合せ

Cassa Conto Soll Thlr. 16310 — —			
An folgende 4 Conti, als :			
• An Waaren Conto, den 20 Jan. für folgende baar verkaufte Waaren,			
Als u. Ld'or Thlr.	13000	—	—
• An Sempronium den 1 May c. zahlte selbiger das den 1 Febr. gekaufte Wohnhaus mit Ld'or	2800	—	—
• An Titius den 6 May zahlte selbiger in Abschlag seines Wechsels von 6 Jan. c. Ld'or	500	—	—
• An Capital=Comto, den 6 May c/ Zahlte Titium die 4 monatl. Zinsen von gedachten 500 Thlr. a 6 pCt. Ld'or	10	—	—
	Thlr	16310	— —

図表－25 仕訳の要約

- (I) 詳細に精確でかつ明確に詳しく事業の収入および支出の取引の記述よりなる。それ故、毎日発生する。そして、元帳へ抜粋して記入する。
- (II) 覚え書帳および補助簿において分解されるどころの性格と時間に係わる項目が、これらの帳簿に集められるばかりでなく、同じものがその固有の内容を与えられるか、または元帳で取り上げるべき重要さ (Rang) および勘定 (Conto) が指示される。そして、このことが考えられる元帳への転記の著しい軽減に役立つ。

仕訳帳そのものは、一定の秩序をもって取引の内容を正確に記録しなければならず、この秩序が乱されてはならない。この仕訳帳は、訴訟に際して元帳と並んで、訴訟の箇所について裁判所に呈示され、照合される。このことについては、サヴァリイを引き継ぎ、プロイセン一般国法でも規定されているところである [Ⅲ (5) 商業帳簿の証拠能力]。

## X 元帳における勘定

どの方式を選択しようが、複式記入にいて記帳するのは変わることない。簿記は取引より出発して、それが、量が多く、複雑となるにつれて、特に、商品勘定および現金勘定が主要である多くの取引を分類し、単純化に向けて、単式簿記においても複式簿記においても補助簿が担うことになる。これらの勘定が、直接にしる、仕訳を通して間接にしる、元帳の勘定へもたらされる。

元帳は、取引を一定の科目、即ち、勘定の複式記入により計算する。この勘定は、したがって、ひとつの固有の単位であり、それを総合したものが元帳である。具体的には、事業の収入および支出を勘定に分類した帳簿である。そして、ひとつの固有の単位としての勘定となるのには、その名称、表示、有用性、頻度および排他性等により考慮される (§ 149)。

元帳は、ドイツでは、プロイセン一般国法においては“Hauptbuch”と称されている。元帳は、事業の総合的な現在の事象を勘定で表現するもので、換言

すれば、勘定の集合体であり、それを体系的に示す帳簿である。ここの勘定は、ページを2つに分割し、その左・右対応する側で取引の二重性に基づき仕訳をして記録する。左側には収入 (Einnahme), 即ち借方 (Debet または Soll), そして、右側には、支出 (Ausgabe), 即ち、貸方 (Credit また Haben) を頭に付して仕訳され、それを引継いで、勘定へ転記される。財産は、積極的財産(財産の入)と消極的財産(財産の出)として生ずる。ゲアハルトでは収入と支出が一般的に使用されている。

さらに財産は、財と負債に区分される。ここで負債を財と区分するのは、負債にかんする訴訟が発生することに起因しているものと推定される。[Ⅲ, (5) 商業帳簿の証拠能力] さらに、負債そのものについては、債務者と債権者に区分される。前者は借方とし、後者は貸方とする。これは、「代理人簿記の構図」(図表－8)で示されたところである。

元帳の勘定そのものの設定については、事業の種類、取引の規模、取引の範囲等々を考慮しておこなわれる。この勘定は、取引を仕訳帳において分解する時に、最初に考慮される。個別に仕訳を通じて勘定へもたらされることもあるが、取引量が多くなると補助簿によりまとめられて勘定へもたらされる。それ故、個別の詳細は補助簿に委ねられる。これとは対照的に、負債の勘定では、特に、人名勘定で示されているので、商人ごとに詳細がみられる。したがって、「図表－12」では債務者および債権者の勘定がみられるが、総合的に債務者(売掛金等)および債権者(買掛金等)として統轄するは以降のこととなる。それ故、債務者および債権者は、いまだ、貸借平均表 (Balance、現在の“貸借対照表”) では人名勘定により記載されることになる。元帳の勘定について、こように勘定へもたらされるに際して考慮されるべき諸要件をみてきたが、元帳の勘定にたどりつくには、以下の3つのルートが考えられている (§ 151) [図表－6 および 7 参照]。

- (1) 日々記録帳から直接元帳の勘定へもたらされる。
- (2) 日々記録帳から補助簿へ、さらに、そこから仕訳帳を通さず元帳の勘定へもたらされる。
- (3) 覚え書帳から仕訳帳へ、そして元帳の勘定へもたらされる部分と、覚え書帳から補助簿へ、そ

して、そこから仕訳帳を通して元帳の勘定へもたらされる。

上記のうち、(1) および (2) は単式簿記（簡略化された複式簿記）であり、(3) は完全な複式簿記である。この勘定の記入方法等が示めされている (§ 151)。勘定の要素は、年月日、仕訳帳の頁数、勘定科目、勘定の頭に借方 (Per) または貸方 (An)、そして、金額が記載される。これに基づいてゲアハルトが設けた仕訳例を示すと下記の通りである (§ 151)。

第 1 に、

現金勘定

(貸方) 資本金勘定 10000 Thlr. Lo'or. の収入をえた。

それに対して、

資本金勘定

(借方) 現金勘定 10000 Thlr. Lo'or. へ支出した。

(注) ここでの「収入」は借方を意味し、「支出」は貸方を意味する。

第 2 に、

現金勘定

(貸方) 4 債権者は 16310 Thlr. を受取るかまたは借方記入する

これらについて、

商品勘定

(借方) 現金勘定 13000 Thlr.

運送費勘定

(借方) 現金勘定 2800 Thlr. 支出するか

Titius 勘定

(借方) 現金勘定 500 Thlr. または

資本金勘定

(借方) 現金勘定 10 Thlr. 貸方記入する

第 3 に、

現金勘定

(借方) 5 債務者 15800 Thlr. を支出するまたは貸方記入する。

これらについて、

家屋勘定

(貸方) 現金勘定 3000 Thlr.

商品勘定

(貸方) 現金勘定 5000 Thlr.

Titius 勘定

(貸方) 現金勘定 1000 Thlr.

Cajum 勘定

(貸方) 現金勘定 6000 Thlr.

資本金勘定

(貸方) 現金勘定 800 Thlr

受取るか  
または  
借方記入する

第 4 に、

商品勘定

(貸方) 対応する側 8000 Thlr.

Sompronius 勘定

(貸方) 対応する側 2800 Thlr.

資本金勘定

(貸方) 対応する側 200 Thlr..

これらに対して、

Cajum 勘定

(借方) 対応する側 6000 Thlr.

家屋勘定

(借方) 対応する側 3000 Thlr.

資本金勘定

(借方) 対応する側 2000 Thlr

受取るか  
または  
借方記入する

支出するか  
または  
貸方記入する

上記の仕訳にもとづいて、引き続き、ゲアハルトによる元帳の勘定の記入例を示すと「図表— 26 および 27」の通りである。

ここでは現金勘定 (Cassa Conto)、資本金勘定 (Capital Conto)、商品勘定 (Waaren Conto)、家屋勘定 (Wohnhaus Connto)、Sempronius allhier、Titius allhier、Cajus allhier の 7 勘定が示されている。

現金勘定では、借方は、現金の入であり、元入資本金および 4 勘定 (商品勘定、運送費勘定、Titius、資本金勘定) よりなる。貸方は、上から、現金の出、住居勘定、商品勘定、Titius, Cajum および資本金勘定よりなる。

資本金勘定では、貸方は、上から期首の現金による拠出、受取利息、商品の売上益である様々な勘定よりなり、借方は、上から、経費である現金支出お

図表-26

複式簿記の勘定（借方）

Anno 1796 in Berlin

1) Debet		Cassa Conto					
A	B	C		D	E	F	
1796							
Jan.	1	An Capital Conto	• • •	Ld'or	75	2	10000 — —
..	—	An 4 Conti	• • • •	..	76	—	16310 — —
2) Debet		Capital Conto					
May	30	An Cassa Conto	• • •	Ld'or	76	1	800 — —
..	—	An diverse	• • • •	..	77	—	200 — —
3) Einnahme		Waaren Conto					
Jan	5	An Cassa Conto	• • • •		76	1	5000 — —
..	7	An diverse pr. Cajum	• • 6000	— —			
		pr. Avanco	• • 2000	— —	77	—	8000 — —
4) Einnahme		Wohnhaus Conto					
Jan	3	An Cassa Conto	• • •	Ld'or	76	1	3000 — —
5) Soll		Sempronius allhier					
Febr	1	An diverse pr. das Wohnhaus zahld. 3 Mon.					
				Ld'or	77	—	2800 — —
6) Debet		Titius allhier					
Jan	6	An Cassa laut Wechsel 12 Mon	•	Ld'or	76	1	1000 — —

よび住居販売損である。現金による抛出以外は、貸方にみられる項目は利益であり、借方にみられる項目は損失である。したがって、直接、損益項目を資本金勘定へ個別に振替えている。損益勘定を通して、間接的に、資本金勘定へ振替える方法はとっていない。

Waaren Conto および Wohnhaus Conto は、売買を対象とする項目である。前者は、商品の売買による利益で資本金勘定の貸方へ振替えられている。後者は、特に、販売に際して損失を出し、その損失を資本金勘定の借方へ振替えられている。商品に係る損益が直接資本金勘定へ振替えられている例である。

Sempronius, Titius および Cajus は、負債勘定であり、特別、人名が勘定科目となっている。これらの勘定は、訴訟に際して、基礎となり、帳簿間の照合により、債権・債務が事実であるか否か確認される。したがって、関係ある帳簿は、証拠能力がなければならない。それを保証するためには、記録するに際して、消したり、いかさまをしたり、抹消したり、余白をもたらしたり、様々な記述の変更が争いのある項目について発見されることは許されない (§ 152)。[Ⅲ、(5) 商業帳簿の証拠能力および (6) 商業帳簿の誤りの修正]

図表-27

複式簿記の勘定（貸方）

Cassa Conto					Credit (1)			
A	B	C			D	E	F	
1796								
Jan.	—	Pr. 5 Debitores		Ld'or	75	—	15800	— —
Capital Conto					Credit (2)			
Jan	1	Pr. Cassa Conto	・	・	75	1	10000	— —
May	6	Pr. ditto Conto	・	・	76	1	10	— —
“	30	Pr. diverse	・	・	77	—	2000	— —
Waaren Conto					Ausgabe (3)			
Jan	20	Pr. Cassa Conto	・	・	76	1	13000	— —
Wohnhaus Conto					Ausgabe (4)			
Febr	1	Pr. diverse	・	・	77	—	3000	— —
Sempronius allhier					Haben (5)			
May	1	Pr. Cassa Conto Pr. Wohnhaus	・	・	76	1	2800	— —
Titius allhier					Credit (6)			
May	6	Pr. Cassa Conto in Abschlag	・	・	76	1	500	— —
Cajus allhier					Soll haben (7)			
Jan	7	Pr. diverse Pr. Waaren zhl. 3 Mon.	・	・	77	—	6000	— —

XI 特徴のある勘定とその補助簿

単式簿記（簡略化された複式簿記）では、日々記録帳から直接に元帳の勘定へ、または日々記録帳から補助簿、そして、そこから元帳の勘定へもたらされる。複式簿記では、覚え書帳 から補助簿へ、それから仕訳帳を通して元帳の勘定へもたらされる。したがって、簿記では取引を表現する最小単位が勘定であり、勘定に適した補助簿が形成される。そこで、この意味に則して、元帳の勘定までもたらされるプロセスについてゲアハルトが論じる特徴のある項目についてみることにする。

(1) 商品の仕入および売上に係る勘定と補助簿

取引は国内であったり、国外であったりする。そして、これらの取引では、決済は現金や掛で行われる。取引の内容は多岐にわたり、交換 (Tausch)、小売 (Stich)、物々交換 (Barott)、納品 (Lieferung)、そして、これらの複合よりなる。商人としては、取引は単純なものから複雑で多数にわたるものまで取扱う。

これらについて、帳簿を付けるとき、まずは、単純な取引ならば、日々記録帳に付けられ、複雑で多数となると、覚え書帳、控え帳および日記帳へと

分化して付けられる。日々記録帳にしても、覚え書帳または日記帳（控え帳はメッセに使用されるもので、ここでは省略）にしても、たとえば、すべての取引の諸条件とともに、商品名とともに日付、数量、重量、尺度、単価、金額等が「図表－28」のように示される（§ 92）。

図表－28 取引の内容の記録

Z.B. 2Fass Martin Caffee gewogen
№ 1 1050 Pfd. Bruto 50 Pfd. Tara
2 1060 Pfd. Bruto 60 Pfd Tara
2110 Pfd. Bruto 110 Pfd Tara
ab — 110 Pfd. Bruto Tara
2000 Pfd Neto

このような記録は、仕入についても売上についても記帳される。これらの帳簿の記録にもとづいて、単純な方式では、複式記入により取引が現金勘定、債権者勘定および債務者勘定へもたらされるところのこの記録は、仕入についても売上についても記帳される。これらの帳簿の記録に基づいて、単純な方式では、複式記入により取引が現金勘定、債権者勘定および債務者勘定へもたらされる（§ 165）。取引量が増加し複雑となると、上記の取引は補助簿で記録され、さらに、合計して貸借の差額が上記の3勘定へもたらされる。これらについて仕訳はないが、想定して仕訳すると下記ようになる（§ 169）。

仕入れた時：

(借) . . . . . (貸) 現 金 . . . . .  
 (借) . . . . . (貸) 債 権 者 . . . . .

売上げた時：

(借) 現 金 . . . . . (貸) . . . . .  
 (借) 債 務 者 . . . . . (貸) . . . . .

これにより、複式記入の構造をもつ勘定へもたらされる。記入に際して、日々記録帳に記録され、それ故、推定される相対応する勘定の内容が示される。これに対して、取引量が多く複雑となると、補助簿に加えて仕訳帳が用いられ、この帳簿を通してすべての取引が元帳の諸勘定へもたらされるのが複式簿記である。単純な方式同様、勘定そのものは、複式記入の構造をもち、かつ固有の内容をもつ単位により構成される。この簿記の特徴は、勘定要素3つの

みの単純な方式とは異なり、おおくの勘定をもち、1つの勘定に対して必要ならば補助簿をもつことにある。したがって、この方式では、補助簿にしても、仕訳帳にしても、すべてに複式記入を貫徹させている。それ故、常に、借方と貸方をもつ。この方式に従って仕訳すると下記のように想定される（§ 169）。

仕入れた時：

(借) 商 品 . . . . . (貸) 現 金 . . . . .  
 (借) 商 品 . . . . . (貸) 債 権 者 . . . . .

売上げた時：

(借) 現 金 . . . . . (貸) 商 品 . . . . .  
 (借) 債 務 者 . . . . . (貸) 商 品 . . . . .

商品勘定は補助簿である「仕入・売上帳」により詳細が記録される。ゲアハルトは、しかしながら、取引量の増大にもなって、仕入の回数と売上の回数に差が生じてくると、「仕入・売上帳」は仕入側に多くの余白をもたらすとしている。このことは、「仕入帳」と「売上帳」とを分割する契機となる（§ 171）とする。その帰結として、「仕入帳」と「売上帳」の分離がもたらされるといえるが、商品勘定はそうならず、借方に仕入を、貸方に売上を記録し、総記法の方法をとっている。補助簿については取引の整理・統合がなされ、詳細に取引の把握がなされ、勘定へもたらされている。加えて、仕入では、現金仕入帳および掛仕入帳が、売上でも同様に、現金売上帳および掛売上帳がもたらされる。

ここで注目されるのは、「送り状帳」である。この帳簿は単純な方式で使用され、仕入の詳細を示すものである。取引について、仕入先または運送業者からもたらされた送り状に基づいて作成した帳簿である。現金帳、債務者帳および債権者帳のみであるので、商品勘定および仕入・売上帳は設けられず、送り状帳によっていたといえる。加えて、売上帳は、債務者帳または日記帳とも称される（§ 177）。ゲアハルトによれば、日記帳は、補助簿として用いられているが、補助簿でなく、日々記録帳、覚え書帳および控え帳に代わり、以後、ドイツでは一般に採用されることになる。

ここから考えられることは、ゲアハルトの単純な、簡略化された簿記、即ち、単式簿記は、現金、債務者および債権者の記録のみに基づく簿記であり、特

に、商品について取り出して記録していないことである。したがって、商品は、簡略化された簿記では、簿記記録の外で管理される。これからして、小・中の規模の事業に適する記録方式であったといえる。それに対して、補助簿および仕訳帳を通してもたらされる複式簿記は、取引すべてが記録されるため、取引が多く、複雑となる事業に適することになる。

## (2) 商品在Highの計算

特に、商品の在Highの計算は、規模の大きな商人にとって必須の作業である。「仕入・売上帳」、それを分離した「仕入帳」および「売上帳」は個別に商品を抜粋するのではなく、仕入および売上について総合的に計算する。そのために、商人は、補助簿である「商品計算帳」を用いて個々の商品の在Highを計算する。そこでは、商品を個別に尺度、重量および数量にしたがって収入および支出を示すという役割を果たすのである。それ故、頻繁な商品の取引では必要となる。ゲアハルトによれば、商品の理解は適切な増加・減少を、容易に判明させ、そして、商品在Highに接近する限り、このような証明により、少なくともも見つけ出そうとする余剰を算出できることを知ることができる。このような商品在High計算は、大規模商人においてのみ用いられるとする（§ 235）。これから推定するに、単式簿記（簡略化された複式簿記）では、商品の計算帳は用いられず、複式簿記においてのみ使用されることを意味する。なぜならば、単式簿記では現金（現金取引）および負債（掛取引）を通してみられるからである。

商品計算帳では、各々の商品ごとに、下記の手順で記録される（§ 239）。

- (1) 各々の商品を個別に在Highをみいだすために、それについて支出より収入を控除する。
- (2) 保有している在Highの比較により、実際に取得した商品在Highを区分する。
- (3) それにより、商品の増加および減少が認識される。その比較および報告のため、書き加えるか、または書き減らすか、いずれかがなされなければならない。それにより、新しい残高が新しい勘定へ転記される。

この計算帳は、商品の多様性と取引の多さともない、一致させる役割が大きい時、記録される（複式簿記）。ゲアハルトでは、綿布、その色違いの商品、

布地、絹等の商品が掲げられている（§ 239）。

## (3) 現金に係る諸勘定とその補助簿

現金勘定は、単式簿記（簡略化された複式簿記）では、日々記録帳より、すべての現金に係る取引が直接この勘定へもたらされる。少し多くなり、複雑になると補助簿を必要とする。それに対して、複式簿記では、取引が多くなり、複雑さが増すと補助簿が必要となり、仕訳帳を通して元帳の勘定へもたらされる。補助簿たる現金出納帳は、いずれの方式をとるにしても必要となる。

現金勘定は、開始在高から始まり、事業のすべての収入および支出を記録し、最後に残高をみいだす。このプロセスにおいて、ゲアハルトは財、負債および損益および資本金について現金の収入および支出を解明する。たとえば、財では土地、手形、事業用備品等々の購入および販売にともなって現金の出と入が生ずる。負債については債権および債務の増・減にともなって現金の出と入が生ずる。そして、損益については、割増金（換算差額）、利息（利子）、事業経費、家計費、値引および割引等々として発生する。それらに対応して収入および支出が生ずる。特に、この損益は資本金の増・減をもたらす。これらの項目は、事業の中核で現金の収入および支出にともなって生ずるもので、補助簿としての現金帳が不可欠となる（§ 93~98）。

上記の内容を現金の収入および支出について、ゲアハルトによる項目全体の変動を示すと下記のようなになる（§ 190）。

第1に、現金は、取引の価値を表現すると同時に、計算の手段でもある。この現金が1つの不変の価値として統一され、処理されなければならない。実際には、取引は、当該取引の価値を示すと同時に、支払手段となるところの二重の性格をもつ。したがって、最終的には、後者の意味での現金による決済へといきつく。それゆえ、現金は取引の中核の1つとなる。

第2に、現金について、現金在Highをみいだすのが、記録に際しての主要な要求である。現金帳では、収入および支出とその残高を示す。そのためには、ゲアハルトによれば、下記の項の要件を必要とする（§ 194）。

第3に、この現金帳は、正確に記録されている現

金在高と残存している現金が正確に一致するように要求される。

第4に、このために、固有の「現金方(cassier)」が必要とされる。この現金方は現金管理、即ち、一般には注文書および領収書なしでは何等支払われなく、紙面を様式化したところのものを文書で示す等多くに従うよう義務付けられる。

第5に、この「簿記方」の記帳の誤りを許してはならない。現金の過大な出・入の記録は事業について正確な取引の把握を欠くからである。

第6に、詳細に記録される現金帳の全体の内容は、日ごと、週ごと、月ごと、または指定された期日に、直接元帳へ(単式簿記、簡略化された複式簿記)、または仕訳帳を通して元帳へ(複式簿記)もたらされる。取引が多くかつ複雑さを増すにしたがい、現金帳で整理するのは、直接的にしる間接的にしる、転記するのを助けるためである。

#### (4) 財および負債に係る損益

多くの取引は現金を伴い、最終的にはすべての取引が現金で決済される。その際、財および負債について損益が発生することがある。

商人の活動の主要な部分が商品取引である。簿記ではそれが仕入および売上に反映される。そこに損益が発生する。ここでは現金取引および掛取引が行われる。最初に国内取引について解明する。まず、取引が現金で行われた時、仕入による商品の入とそれにともなう現金の出が、そして、次に、売上による商品の出とそれにともなう現金の入が記録される。後者では、同じ商品の仕入より売上の金額が大きければ販売益が、逆ならば損失が生ずる。それにより、商人は、前者では現金を得、後者では現金を失う。次に、取引が掛で行われたとすれば、仕入では債権者が、売上では債務者が発生する。後者では、現金同様、損益が発生する。この債務者は最終的に現金で決済される。加えて、仕入に際して生じた債権者も現金で決済される。

これらの取引について、単式簿記と複式簿記では取扱が異なる。日々記録帳または覚え書帳より直接、または補助簿を通して間接に勘定へもたらす簿記(単式簿記、簡略化された複式簿記)では、現金帳、債務者帳および債権者帳のみより記録される。特に、商品勘定および商品帳による記録はなく、こ

れらの内容はこれらの帳簿に記録されるので、特定の帳簿は存在しない。商品は商人の記憶に留められるか、より進んで「送り状帳」に留められるようになる。

取引が増大し、記憶力の限界に達しない限り、この記録方式は維持される。この場合、現金と債務者の合計と債権者と資本金の合計を比較することにより損益が計算される[IX I. 単式簿記の取引事例と勘定]参照]。

さらに進めば、商品勘定を含めて、すべての勘定に開放され、補助簿および仕訳帳を備えた簿記(複式簿記)が必要とされることになる。

複式簿記では、単式簿記では勘定の相手項目が省略されているのに対し、省略せず複式記入する。それ故、取引は補助簿を用いて仕訳を通して元帳の勘定へもたらされる。商品勘定は借方に仕入が、貸方に売上が記録され、完売されたとすれば、通常、貸方側のほうが大きく、両者の差額として利益が算出される。売れ残りが生ずると、棚卸商品として次期に繰越される。商品勘定では繰越される商品が貸方に加算され利益が算出される。

加えて、商品の外国との取引では、国内の主要通貨と外国の通貨と異なるが故に、事情が複雑となる。為替換算差額、手数料等の処理が加わる。また、純粋な貸借では、国内でも国外でも、利息の処理が加わる。為替換算差額は、国内通貨と外国通貨の比較において、実際に決済する時、前者が後者より安くなれば換算差益が、前者が高くなれば換算差損が生ずる。手数料は決済する時、銀行または両替商に支払われる。利息は、借入れている時に支払利息が支払われ、貸付けている時には受取利息を受取る。かくして、外国との取引における異なった通貨の換算および金銭貸借にともなう利息の処理が行なわれる。

これらについて、以下、ゲアハルトにより例が示められている。通貨の換算および利息についてTitiusにおいて示されている。彼に商品を売上げたとき、売上げた商品の価格、集金との関係で生ずる換算差益および利息が関係する。売り上げた商品について小切手(Thlr. Ld'or. 1000 —)を受取った。決済すれば、その際、為替換算差額(50 —)と決済期日までの利息(52 12 —)が支払われると仮定すれば、「図表—29」のように示される(§204)。

図表-29

Titius に対する売上例

Pr. Titius für die ihn gegen Wechsel Dato schuldigen	1000 Thlr.			
Ld'or. bezahlet in	Pr. Cour. Thlr. 1102 12	—		
ab 1) für Agio à 5 pCt.	Cour. Thlr.. 50	—		
2) für Zinsen à 5 pCt. Ld'or,				
mit 5 pCt. Agio	Cour. 52 12	—	102 12	—
			1000	—

この送金小切手が決済された時、上記の換算差額および利息の控除後、現金で受取り、現金帳に記入される。

借入れについては、Sempronius に例がみられる。この例では手形による借入に対して Thlr.1000 の責任をもつ。それに対して、換算差額 Thlr. Ld'or.

900につき 5pCt. で Thlr.45 と割引額 Thlr.5 を加えると Thlr.1050 となる。この増加分 Thlr.50 を利子として 1 年後に支払われなければならないとする。これを示せば「図表-30」のように示される (§ 204)。

図表-30

Sempronius からの借入の例

An Sempronius, zahlte selbiger gegenseinen Wechsel die dato schuldigen	1000 Thlr. Cour. Mit	· · ·	Ld'or Thlr. 900	—
			Cour. “ 100	—
			Thlr.1000	—
Hierzu 1) Agio von 900 Thlr. Ld'or à 5 pCt.			“ 45	—
2) Abzug	· · · · ·		“ 5	—
			Thlr.1050	—
ab die Zinsen von 1000 Thlr. Courant auf 1 Jahr à 5 pCt. Mit	· · · · ·		“ 50	—
			1000	—

借入金では、Sempronius より借入れる時、現金帳の借方に記録されると同時に、債権者帳の貸方に記入される。この取引は、勘定においても、複式記入により同時に借方と貸方に記入され、損益に対して中立的な取引である。返済に伴う損益たる利子の支払は、現金帳で記録される（単式簿記、簡略化された複式簿記）。それに対して、この取引が多くなると、利息勘定が現金勘定より分離・独立する（複式簿記）。貸付金についても、借入金同様、債務者

帳に記録され、利子の現金による受取は現金帳に記録される（単式簿記、簡略化された複式簿記）。現金による利子の支払または受取を伴わない時には、債権者帳または債務者帳に加算して記録される。それに対して、取引が多くなると、いずれにしても、利息勘定が設けられ、複式記入により債権者勘定または債務者勘定に加算されると同時に、利息勘定へも記入される。

これらの取引が外国にまたがる時、当該国の通貨

が用いられるので、自国の通貨との調整が必要となる。したがって、鋳貨の種類との調整が必要となる。ゲアハルトは、調整の原則を下記の項のように把握する (§ 207)。

- (I) 本来の計算貨幣 (Rechnungsmunzen) の指定された価値。  
たとえば、1 Thlr. に対して 24 Gr., 1 Gr. に対して 12 Pf. 等
- (II) その固有の価値での実際に鋳造された種類の付与された価値。  
たとえば、1 Ducaten に対して  $2 \frac{3}{4}$  Thlr., 1 Friedlouis, Carl に対して 5 Thlr. 等
- (III) 同じ種類による受取った価値、しかし、他の価値で。  
たとえば、1 Ducaten に対して 3 Thlr. 通貨、1 Frd'or に対して  $5 \frac{1}{2}$  Thlr. 通貨、等々

基礎となる(II)の換算に対して、実際に(III)の換算率で換算されるならば、為替換算差損益が生ずることになる。このような場合、各々の鋳貨の種類により、特に、収入および支出がどれほど行われるか、または鋳貨の種類の高がどれほどあるのか問題が生ずる。それに対して、現金帳ではなく、現金補完簿の抜粋 (Auszug) または管理簿 (Controlle) が答えてくれる (§ 208)。これからして、帳簿の分割が必要となる。かくして、外国と取引を行う商人にとって一般的であり、必須の知識であったのである。

#### (5) 現金の収入と支出の総合

ゲアハルトは、現金の収入と支出についてまとめているので、ここで全体像を示すことにする。特に、商品の取扱についてとその現金に係る事項の取扱について示したが、現金は事業のすべてに関わるが故に、注目される。それは下記の通りであるとする (§ 216)。

- (I) 商品については、商品勘定に対する商品在高帳または仕入帳または売上帳。単式簿記で作成するとすれば、単純に備忘録に属し、勘定および補助簿とはならない。そのため「送り状帳」が作成される。複式簿記では、簿記の体系のなかに位置付けられる。

- (II) 割増金または換算差額については、換算差額勘定に対する換算差帳。単式簿記では資本金の増・減項目となる。複式簿記では勘定として損益勘定を構成する。
- (III) 利息については、利息勘定に対する利息帳。単式簿記では資本金の増・減項目となる。複式簿記では勘定として損益勘定を構成する。
- (IV) 経費 (事業経費または家計費) については、経費諸勘定に対するそれぞれの経費帳。単式簿記では資本金の増・減項目となる。複式簿記では勘定として損益勘定を構成する。
- (V) 損益については、割引、割戻しおよびその他類似項目。単式簿記では資本金の増・減項目となる。複式簿記では勘定として損益勘定を構成する。
- (VI) 補助現金 (Neben=Cassa) または暫定現金 (Interim=Cassa) については、それぞれの勘定に対するそれぞれの補助簿。単式簿記および複式簿記とも同じ。収入および支出について、若干の日または若干の期間において満期日までの受・払額を調整するところの勘定とその補助簿。たとえば、満期日が近い受取手形で、他人へ手渡すことのないものを現金の入とし、それとは逆に、手形および送金手形等が現金の出として扱われる。
- (VII) 鋳貨の種類が異なる時には、それぞれの鋳貨勘定とその補助簿。これは適切な鋳貨の管理または注意を必要とする。なぜならば、わずかな計算の誤りにより、変更の契機となる。
- (VIII) 現金の本質からして現金に拘束される雑勘定に属するが、一方で、受取るか、または支払ったものであるが故に、現金在高では考慮されず、この勘定の増・減は後の損益の契機となる項目に属する。他方で、現金による受取および支払を基礎とするため、たとえば、未払の賃金、未払の利息等々で、後に、支払を余儀なくされる項目がこれに属する。これらは見越計算の源ともいえる簿記における処理である。

#### (6) 委託販売

委託取引 (Auftragsgeschäft) は、仕入、売上、受取、支払および財および負債に係る通常の取引に関連す

る。委託取引とは、商人が他の者に商品の仕入または売上について委託する取引である。それ故、商品の所有権は委託する商人に帰属する。その帰結として、いずれにしても、他の者とは仲介取引を行う商人をさす。したがって、委託する商人を「委託者」と称し、仲介取引を行う商人、即ち、委託を引受ける商人を「受託者」と称する (§ 259)。ゲアハルトは、受託取引は、どのように、どの方式で仲介者が扱うべきかを基礎にして、その次に、収入および支出が由来する諸事象の尺度に従って、何が受取られ、かつ支払われるのか認識されるとしている (§ 260)。ここでは、委託者および受託者の取引の特徴を取り上げる。

この取引は、委託者が、遠距離にある商人または外国の商人と取引する時、この仲介役として受託者に委任する時に発生する。その際、一般には、委託者が商品の購入を委託したとき、商品の購入価格を含め、発生したすべての経費を商品勘定で処理する。受託者は、委託者のために商品の購入を依頼された時、まず、商品を購入し、委託者に代わって購入代金を支払う。そして、関税等の諸経費があれば支払い、次に、それを保管し、受託者へ送付する。その際、商品の所有権は委託者にあるので、商品の代金、関税、保管料および運賃は受託勘定で記録される。この勘定に受託者の手数料を加えて委託者に請求する。逆に、委託者が、受託者に商品の販売を委託した時、委託者は委託勘定で処理する。受託者は、まず、商品を受取り、その際、運送料が受取人負担であればそれを支払い、その商品を保管してもらうならば保管料を支払い、そして、販売する。これを受託勘定で処理する。販売した時、仲介手数料および受託勘定で処理されている支払ったすべての経費を販売価額より控除し、差額を委託者へ送金する。

ゲアハルトによれば、委託および受託の取引について、取引が多いときには、補助簿として、仲介取引帳 (Commissionsbuch) を必要とする。販売を委託する時、委託者は送付した商品の価額および諸掛を記録する。購入を委託した時、商品の価額および購入に係る諸掛を記入する (§ 260)。

## (7) 工場における計算

18世紀後半にイギリスは産業革命の時代を迎えているが、大陸ヨーロッパではイギリスで発展し

た産業を摂取して19世紀前半において開花させた。ゲアハルトの著作は、ドイツで産業革命がまさに始まろうとする時点で刊行された。ここでは、産業革命へと移行する間の工場における製品の原価計算がみられる。

この製品が製造される過程で、ゲアハルトによれば、下記の帳簿を必要とする (§ 269)。

- (1) 製造帳 (Fabrikbuch)
- (2) 労務費帳 (Arbeitsbuch)

製品または商品の製造過程にともなって、原価計算が正確に行われることを必要としたのである。ゲアハルトによれば、製造のためにもたらされる原材料 (rohenMaterialien)、労働者の賃金およびその他の必需品を計算するために原価計算が行なわれる。その際、「製造帳」が付けられる。この帳簿では、製造される製品 (fertigenWaaren) の各々の原価が決定される。その製品について計算されるところの価格をもって、完成したならば、商品を仕入れたのと同様であるため、補助簿たる仕入・売上帳へもたらされ、さらに、商品勘定へ転記されるか、または単純ならば、製造帳より、直接、商品勘定へ転記される (§ 270)。

「労務費帳」は、工場において労働者、染色工、織工、紡績工等々として雇われた者の収入および支出の計算のためにもたらされる (§ 271)。このことから、当時の工場の例では繊維産業がとりあげられている。これらについては、複式勘定方式で手際よく作成する一般労務費勘定へもたらされる。加えて、この帳簿では、同時に、切り離すことができないところの、各々の労働者が自身の項目を保持している (§ 271)。これから推定すると、仕訳では、労務費は収入となり、現金は支出となる。その内容は、下記の項よりなる。

- (1) 原材料に対する労務
- (2) 前払としての現金
- (3) その他の必要性

(1) は生産に携わるすべての労働者の賃金であり、(2) は (1) の前払金である。(3) は (1) 以外の即ち労務費以外の雑多な項目で必要不可欠のものを受け入

れる。ゲアハルトは、この記帳について、この個別の項目を元帳で保持するとする。それ故、当該勘定の在 high は、労務費帳の in high と一致するとしている。そして、個別の帳簿に再分割したときには、それらの写し (Abschrift) をもち、各々は、各々の収入および支出の変動では労務費帳を通じて補足するとしている (§ 271)。

#### (8) 債務者および債権者

ゲアハルトによれば、代理人簿記の原理に従い、収入 (借方) と支出 (貸方) とは別に、「負債」は債務者 (借方) と債権者 (貸方) が用語として用いられている。負債は、さらに、「財産」を構成するところの財と負債に区分する意味でも用いられている。

負債の取引には、掛取引、手形取引、金銭貸借取引等がある。これらは、単なる取引ではなく、利益または損失を伴う項目も含まれる。特に、下記の項について、利益または損失を伴う (§ 244)。

- (I) 債務者では、換算差額、利息、経費、割引にかえて、支払の部分に加えるか、または、一般に支払えないか、および支払おうとしない部分もある。同時に、それにともなって、その債務の控除の契機となる。
- (II) 債権者では、換算差額、利息、経費、値引の支払にかえて、受取る。または、これを一般に支払うことはできないし、支払おうとしない部分もある。これによって、そこでは再び請求権の控除の契機となる。

これらの取引は、ゲアハルトでは、補助簿として負債 in high 帳または小口負債帳が考えられている (§ 246 ~ 253)。もちろん、これらは、債務者帳または債権者帳に区分される。

これらの帳簿は、一般に、債務者勘定または債権者勘定に連絡する。したがって、一般に計算される負債は、各々において特定の控除計算がなされ、その後 1 つにして共通の元帳の諸負債勘定へ転記される。これは、単式簿記 (簡略化された複式簿記) でも、複式簿記でも、共通して記録・転記される。上記 (II) については、単式簿記では直接資本金勘定へもたらされる。それに対して、複式簿記では仕

訳帳を通して損益勘定へもたらされる。

具体的には、負債は下記の項において発生する (§ 242)。

- (I) 債務者の現金および商品の支払にかえて与え、これを一定の価値でその債務について勘定する。
- (II) 債権者の現金および商品の支払にかえて受取り、これを一定の価値でその請求について勘定する。

そして、上記によって発生した負債は、下記の項により決済される (§ 243)。

- (I) 債務者の送金 (手形の振出し) により、第三者宛てで受取り、それに対して現金を受取る。
- (II) 債権者は、同じ送金により、第三者宛てでその請求権に対して支払う。
- (III) 債権者を債務者へ振替える。
- (IV) 債務者より債権者へ振替えられる。

両方で振替えられる額は債務者ではその債務を、しかし、債権者ではその請求権に基づいて勘定する。この取引では、利益または損失が伴う (244)。

- (I) 債務者：換算差額、利息、経費、割引を、支払の部分にかえて加えるか、またはこれは一般に支払われないか、支払おうとしないものもある。同時に、それにともなって、その債務を勘定する契機となる。
- (II) 債権者：換算差額、利息、経費、値引を支払にかえて受取るか、または、これは一般に支払うことができないし、支払おうとしないものもある。これによって、そこで再びその請求権を勘定とする契機となる。

負債には、この in high を表示すべく負債 in high 帳を必要とする。この負債 in high 帳の内容は上記の記載要領にしたがって、元帳において一般に計算される債務者および債権者の個別の処理が行われる。これについて、ゲアハルトは、商人がこの事業に係る債務者および債権者について元帳において計算するので

はなく、個別に合計する負債帳または負債在高帳を付けているところの当該勘定へもたらす場合にのみ使用されるとする。したがって、これは、負債帳と負債勘定の関係を示したものである (§ 247)。

これから推定するに、負債については、一般負債勘定と個別負債勘定に区分し、後者の総合したものが前者となるような関係をもっていない。個別の負債勘定の明細が個別の負債帳にあることを示している。ここでの負債はすべて人名勘定で記録される。これは負債勘定が人名で個別に元帳で記録されるようプロシア一般国法で要請されているからである。それは、訴訟に際して、この元帳を中心として、事実の照合が求められるからである。

したがって、元帳に記載されている事項は、詳細を記載しているその他の帳簿と照合される。この帳簿とは、補助簿であったり、覚え書帳や控え帳であったりする。そして、専門家により元帳との一致が証明されることになる。[Ⅲ、(5) 商業帳簿の証拠能力] それ故、ゲアハルトは、負債については、プロイセン一般国法を遵守したといえる。負債帳以外に、商人により小口負債帳が用いられている。この帳簿は、負債記録帳簿 (Schuldregister)、負債記録在高帳 (Schuldregister=Skontro)、雑記録帳 (Conto pro diverse)、とも称される (§ 250)。ゲアハルトは、この小口負債帳では、小さいおよび疑わしい債務者および債権者の決済が記録される。この帳簿は、それ故、重要性のないことが、元帳の個別の計算からして、価値をもたないが、その計算なくしては簡単に無秩序となってしまうとする (§ 251)。この小口負債帳の表示および計算は、負債帳と同様であり、在高帳も同様である。そして、小口負債帳で合計された、正確に把握された額が元帳の勘定へもたらされる (§ 253)。以上、論じてきたものは、単式簿記(簡略化された複式簿記)でも、複式簿記でも、同様である。

加えて、負債取引のうちに手形取引がある。この手形取引について法制化を促した大市 (メッセ) が開催されていたライプツィヒが注目される。当地は地理的条件に恵まれていたことによる。それは、南ドイツからハムブルグに、このドイツの大きな開港

に至る通商路 (すぐ近くのエルベ河支流の可航河川からもたらされる利益を享受していた)、ハンガリーからドナウに遡る、レーゲンスブルク経由の、あるいはニーダーラインからブレスラウに至る街道はライプツィヒで合流し、交差していた。そのためライプツィヒは中欧のもっとも重要な通商路の結節点となった。この市で北海諸港とアドリア海、ハンガリー、ロシア、ポーランドとの通商が集中したところにみられる。このような立地からして、ライプツィヒにおいて手形法 (Wechselordnung) が形成されたのである<sup>21)</sup>。たとえば、ゲアハルトによれば、訴訟に際して勘定と手形の小口在高帳の一致がこの手形法第24条により完全な証拠となるとしている (§ 258)。この手形法の規定は、プロイセン一般国法 (第568条) においても同様の規定がみられる<sup>22)</sup>。

## ⅩⅡ 決算に伴う損益勘定および資本金勘定

事業を行うのには、まず、資本金を必要とする。その資本金を運用して、増殖 (利益) させようと努力する。この成果をみようとするのが決算である。簿記は事業の開始より終了までの損益を計算し、資本金の増殖プロセスを勘定を用いて明らかにするものである。

### (1) 損益勘定

決算では、まず、損益が計算される。そして、損益は最終的に資本金勘定へもたらされる。単式簿記の段階では、現金取引、負債取引等を単純な帳簿システムで把握した。商品取引は、現金勘定または現金帳のなかで管理できるほどの規模であった。多少大きくなると「送り状帳」が用いられる。

次第に、取引の種類が多くなり、取引量が增大すると、商品帳、仕入帳または売上帳、さらに、負債帳、債務者帳および債権者帳へと、勘定を補助すべく補助簿が拡充されるようになる。このように、事業の規模が大きくなり、商品の取扱量が増加し、複雑となり、さらに、事業も国内および国外へと広がり、経済社会も運送業者、銀行業者等の基礎的事業への広がりを見せ、補助事業の拡大・充実がみられ、

21) 百瀬房徳 (1998) s.14/15. J. ケーリッセル (1986) 訳 s.364

22) 百瀬房徳 (1998) s.188-192

簿記では複式簿記が必要不可欠となる。

経済社会においては、事業活動は小規模から大規模に至るまで混在する。単式簿記も、複式簿記も、損益は資本金を増・減させる。したがって、いづれにしても、損益計算は利益または損失を通して資本金を利益により増加させるか、または損失により減少させるという関係にある。したがって、損益計算は資本金計算に先行して行なわれる〔Ⅲ、(4) 利益の分配〕。

事業活動で損益は個別の商品勘定で関連する諸費用を含めて計算され、当該商品が完売された時に利益が計算され、期末の決算とは関係なく、振替えられた。それ故、損益勘定は元帳の勘定の1つであった。その結果、決算となれば、損益勘定を含めて、唯一残高勘定を完成させていた。この場合、損益勘定は、総記法で記録される個別の商品勘定からもたらされる商品売買損益の集合勘定であった。

これに加えて、商人の活動が拡大するにつれて、損益には様々な項目があらわれる。個別の商品勘定では処理できない項目が発生する。それらには、為替換算差額、利息、事業経費および家計費、調達手数料(委託手数料および運送費)、保険料がみられる。また、単式簿記では現金勘定および現金帳で処理できた項目がそうできなくなる。それらは補助資料帳で管理される。商品に関する「送り状帳」は現金帳を補助するために設けられたものである。商品勘定とその商品帳は、まさに、複式簿記の重要な勘定と補助簿となったのである。

さらに、決算に際して、取引時点以来、財および負債の在 high に実際の価値と異なる場合が生ずる。したがって、勘定または補助簿に記録されている価値と財産目録作成時における価値が異なるところでは修正される必要がある。これらの修正項目は損益計算の対象となる。単式簿記では、直接資本金勘定へもたらされる(§ 327)。複式簿記では、現金勘定および現金帳よりこれらの勘定が独立した勘定および補助簿となり、仕訳帳を通して損益勘定へもたらされる。単式簿記にしても、複式簿記にしても、これらの項目は特定目的に特化されたそれであり、実体のない名目勘定であり、ゲアハルトにより指定勘定(Anweisungs-Conto)と称されている(§ 360)。〔Ⅲ、(8) 財産目録の規定〕

これからして、勘定および補助簿の集計として試

算表が作成され、それに基づいて財産目録の作成とともに試算表と財産目録との間の調整が行われて、ここから生ずる差額を含めて損益が計算され、最終的に資本金勘定が完成され、残高勘定または貸借対照表の作成に至る。

## (2) 粗残高試算表または正味残高試算表

単式簿記においては、試算表は、現金勘定、負債勘定および資本金勘定よりなる単純なものである。したがって、複式簿記による、より体系的な試算表についてこころみる。

複式簿記では、取引が複式記入されるので、直接仕訳されるか、または補助簿を通して仕訳され、元帳の勘定へもたらされる。それ故、取引は仕訳においても、元帳の勘定全体においても、貸借平均が維持される。これを基礎として粗残高試算表および正味残高試算表が作成され、事業全体が概観されると同時に、勘定記録の正確性が検証される。

粗残高試算表は、記録された各勘定の借方合計と貸方合計を、さらに、勘定全体について、借方と貸方を合計したものである。この借方合計と貸方合計は、貸借平均に基づいた記録であるので、その帰結として借方合計と貸方合計は一致する。

正味残高試算表は、粗残高試算表にある勘定ごとに残高を計算し、その借方と貸方をそれぞれ合計したもので、これについても両者は一致する。この試算表は、指定勘定である損益項目、および現金勘定、資本金勘定、負債勘定の諸項目の残高を一表にまとめたものである。この一表の勘定記録は、次に、この記録に基づいて作成される財産目録の各々の勘定と比較され、差額が生ずれば、修正されることになる。

## (3) 決算財産目録と勘定の修正

取引を記録した勘定は、財産目録においてみられる。その実際の勘定と違いが生ずることがある。ゲアハルトによれば、財または負債の場合、明らかに算出される使用価値(Nutze)または損傷(Schade)として、または価値切下げ(Decort)として等々により利益(Gewinn)または損失(Verlust)がもたらされるとする(§ 321)。

かくして、算出された利益および損失の在 high は、単式簿記では、直接資本金勘定へもたらされる。そ

れに対して、複式簿記では、前もって一般損益勘定へもたらされ、さらに、そこから資本金勘定へもたらされる (§ 327)。ここでは、特に、記録された勘定と財産目録との間に生ずる差異について扱う。ここでは、サヴァリイの論ずる破産時における財産目録ではなく、継続事業におけるそれについて論じられている [Ⅲ、(7) 商業帳簿と破産]。それ故、「(1) 損益勘定」で論じられた現金取引に関係のない指図勘定について帳簿の締切に際して発生する項目が論じられる。

第1に、現金勘定についてである。現金勘定では、商人は事業活動において領邦固有の通貨を用いるが故に、当該通貨を用いて記帳する。簿記では、したがって、この通貨を用いて事業活動を把握する。加えて、商人は、外国との取引をするので、領邦以外の通貨を必要とする。それ故、国外の通貨より国内の通貨への換算では、相互の価値の違いを調整しなければならない。それを簿記では換算差額として勘定で調整し、国内の通貨へと変更する。

この換算差額を、ゲアハルトは、最終的に資本金の増・減をもたらすとする。それ故、資本金は、様々な通貨の種類よりなり、換算差額を通して国内の通貨の種類へ調整されるべきであるので、その際、換算差額勘定“*Agio Conto*”を債務者または債権者として処理し、そして、この場合に、結果的にこの資本金の増加または減少をもたらすとしている (§ 328)。その帰結として、現金の増・減をもたらし、現金勘定へもたらされ、これが財産目録の額となる。

第2に、実際の負債を外国通貨建で持つ場合である。換算差額勘定は使用せず、割増金勘定 (*Aufgeld Conto*) で記録する。ただし、“*Agio*”を用いるにしても、これとは区分されるところの“*Agio des Inventarii*”または“*Agio Conto = Superio*”が用いられるとする (§ 328)。外国通貨建の負債を国内のそれに換算する時には、換算差額にも利息にも関連する。それ故、換算に際して、単純に換算差額だけではなく、両者が混在していることを考慮する。ゲアハルトは、外国との取引を重視していることが上記の第1および第2に現れている。

第3に、財についてである。ここでは、不動産、動産、備品、商品等に区分して論じている。財の記録と計算は、その収入および支出を検証するのに役立つ。しかし、それから算出された在 high は、実際の

在 high の価値を計算することが要求される。ゲアハルトは、これについて、この勘定の在 high は、事業の財の個別の在庫を、財の最も準備のできた部分として示す。しかし、これを通常の計算に従って、かつ現金でのみの正味でまたは正確にである。それに対して、財ではその支出が、その上で得られる利益が混在している。それは同時に正すばかりでなく、財産目録を通して、まず、報告されなければならないとする (§ 330)。このような財に関する一般論に基づいて、以下、個別の特徴のある財について論じている。

第4に、不動産についてである。不動産たる財は、不動産勘定 (*Immobilien-Conto*) または固定資産勘定 (*Grundstücke-Conto*) において記録される。これには、事業者の所有権に属する建物 (*Häuser*)、庭 (*Gärten*)、領地 (*Ländereyen*)、土地 (*Grundstücken*) がみられるとする (§ 333)。この不動産勘定では、不動産に係るすべての収入および支出が記録される。たとえば、購入、売却、維持、税、賃料、小作料、使用料等が記録される。それ故、ゲアハルトによれば、この実際の不動産の在 high は、まさしく、損益が内在しているといえる。したがって、このように、損益をともなって表示される土地の場合、再販売価格 (*Wiederverkauf*) をみるのではなく、その使用価値 (*Benutzung*) をコストとするか、それとも、これが前年とまったく正しく対比できないほど著しく上回るかであるとする。この場合、要するに、この勘定の実際の在 high を計算するならば、残存する固定資産は吟味され、これが、あらたに、繰越される限り、据置かれる。これが基本的取扱いである。また、上述のごとく、これ以外に損益に関する項目があるので、当該固定資産勘定の差額が収入および支出の額の比較に際して、収入にみいだされるならば、利益となり、損益勘定にもたらされるとすれば、その「支出」となる。それに対して、支出にみいだされるならば、損失となり、損益勘定にもたらされるとすれば、その「収入」となる。

さらに、ゲアハルトは不動産の特性により区分される不動産勘定について検討を加える。その場合、不動産の各々について、とりわけ、「使用価値 (*Nutzen*)」があるか、それとも「不利益 (*Nachteil*)」を招くのかを知ろうとする。そして、その内容および正味 in high の計算に関連して、残存している不動産

の吟味 (Würdigung) を通して、一般の不動産勘定と一貫したものとするとする (§ 335)。ここでの「使用価値」とは、現在の不動産の利用価値を示すものであるに対して、「不利益」とは、利用価値の減耗を意味する。これまで、不動産では散見されたが、その価値の減少、即ち、減耗についてはみられなかった。このことは、不動産の登場とその持続的な価値の減少を意味する。したがって、現代でいう「固定資産の減価償却」の萌芽ともいえよう。この償却は産業の発展に従って、次第に、認知されていく。

第5に、動産についてである。動産たる財には、現金勘定、備品勘定、商品勘定および有価証券勘定等が属する。ゲアハルトでは、それぞれについて論じている。

現金勘定は、自国の通貨に統一し、一般現金勘定で記録する。単一の通貨こそ簿記実務の基礎となるからである。それに従って、この勘定では、仕入、売上、その他の財、負債、利息、諸経費等々の勘定にともなう現金収入および支出のすべての取引を記録する。それに対して、諸外国の商人と取引をすれば、それぞれの個別の銚貨の種類を必要とする。したがって、取引の多い銚貨の種類ごとの補助簿が付けられる。その際、自国の通貨により一貫して記録されるので、換算が行われ、その差額は換算差額勘定により記録される。

また、外貨による負債をもつならば、換算する時、換算差額および利息をともなう割増金が記録される。これについては、(1) および (2) で論じられたところである (§ 337~342)。

第6に、動産に含められる備品 (Geräthschafte) についてである。備品は商品以外の事業に属する動産である。この備品については、この勘定は、購入、改良および維持費を「収入」において示す。それに対して、売上、運用、および廃棄 (Ahang) または損傷 (Schaden) 等の「支出」を示す。この場合、上記の項目のうち、収入の側では購入および改良に対する支払が主要項目となる。その際、ゲアハルトは、この勘定は、「支出」の側には、締切に際しみられる「使用価値」および「損傷」を混在させているので、通常、計算するところの在高も、混在して現れる以外のなものでもない。それ故、この勘定にもとづいて計算される様々な動産の実際の残高 (Vorrath) の個別の、かつ吟味された

明細表 (Verzeichniss) によって修正することを要求されるとしている (§ 346)。この場合、使用価値の部分は勘定の残高として繰越され、損傷の部分は費用化されることを意味する。[Ⅲ.(8) 財産目録規定] これは、上記 (4) の不動産については、プロイセン一般国法では規定されていなかったが、動産としての備品は減耗する商品とともに費消される目的物 (abnutzbarer Gegenstände) として規定されているところである (第645条)。ここでは、備品勘定にともなう利益または損失に係る項目も処理されている。維持費は収入に、販売、運用、廃棄および損傷は支出に記録されている。特に、損傷は備品の費消に当たる。

第7に、動産に含められる商品についてである。この商品では、一般に扱われる商品と個別に扱われる商品とに区分される。ゲアハルトによれば、前者では、すべての事業において出・入する商品の価値の計算を含み、特別、その仕入にどれだけかかり、それがどれほど売上げられたか、それにともなって、どれほど商品売買に係る経費に支払われたか、その帰結として利益または損失が生じたかを示すとする (§ 351)。商品では、特に、染色商品、絹、メッセで扱う商品、藍、オレンジ色絹、ワイン、蠟等々が扱われる (§ 354 および 355)。これらを記録する商品勘定は収入と支出の両建て仕入と売上がそれぞれの商品ごとに1つの勘定で処理される。ここでは、利益または損失が、現代で称されている総記法で、一般商品勘定同様に、処理される。

この商品勘定は、下記の項にしたがって、処理される (§ 352)。

- (A) 現金、負債および交換により総合的に得る商品、それとならんで、関連する費用 (Verwandten Kosten) およびその際関連する利益。それは「収入」に置かれる。それに対して、
- (B) かくして、売上価格による売上げられた商品および勘定に関連する損失。それは「支出」に置かれる。

これらの商品について、ゲアハルトによれば、帳簿の締切または資本金勘定の作成時点で、部分的にか、またはまったく販売されていないか、いずれか

の場合があるとする。その際、在高が収入から控除後、あるいは正味でかつ正確に、即ち、すでに商品を売上げたところの売上原価が控除される時、その時にのみ正確であると認識され、受けとめられるとする (§ 355)。このような、部分的にかまたはまったく販売されていない商品については、個別の項目の計算には、確実に知ろうとするところの使用価値 (Nutzen) および損傷 (Schaden) を要求するとしている (§ 354)。ここでの使用価値は商品自体の実際の価値を示すものであり、損傷は価値の低下を示すものである。ゲアハルトはこの価値の低下を具体的には示していないが、プロイセン一般国法では、商品の評価損または減耗について規定している [ . III . (8) 財産目録の規定 ]。

第 8 に、動産に含まれるところの委託販売にもなう商品についてである。ここでは、商品の所有権をもって取引するのは委託者側にある。それに対して、受託者側は、商品の所有権をもたず、受託商品に関連する諸経費と受託者の得る仲介手数料の記録を留めるにすぎない。特に、商品の所有権に関連する委託売買では販売委託と買付委託が考えられる。まず、販売委託では、委託に係る受託者が負担した経費、保管料、手数料等々は、売上で得る額から控除して受けとる。ゲアハルトは、総じて、売上げられる商品の額を「支出」とするが、これを表示するとすれば、計算表にしたがって、商品が売上げられたとするか、または送金される時に、現れるとする。これに対して、この勘定に係る商品が年次の帳簿の締切に際して、売り上げられていないとすれば、その在高は委託商品勘定では負債または与信者 (貸方) に記入され、かくして、残高勘定へもたらされるとする (§ 357)。この在高は、手元になるので、記録の在高が残高として残る。

次に、委託買付では、商品を掛で受取る。特別の勘定を受取るに際しては設けないとする (§ 358)。通常の商品の仕入と同様であるが、受託者が買入れに際して負担した諸経費は、委託者の負担となる。したがって、商品の価格に加算して請求される。この場合には、第 7 で論じられた商品と同様に在高がある場合には処理される。

第 9 に、有価証券勘定 (Papier=Rechnung) についてである。これには、手形証書 (Wechsel-Schrift)、債券 (Obrigation)、小切手 (Anweisungen)、借用証

書 (Schuldschein)、株式 (Aktien) があるとされる。ゲアハルトによれば、これらすべての有価証券勘定は、商品勘定の特性をもつとされ、これとまったく同様に表示され、かつ計算されるとする (§ 362)。

かくして、記録されている勘定と実際の在高、即ち、決算財産目録に計上されている在高の間で調整されなければならない。そして、各々の調整により、財産目録の在高が勘定の残高、繰越額となる。その際、発生する差異は、単式簿記では直接資本金勘定へもたらされる。それに対して、複式簿記では損益勘定へもたらされ、損益が計算され、即ち、1 つの利益かまたは損失が計算され、資本金勘定へもたらされる。

損益勘定については、商品の売買による利益または損失が期中に完売されると損益勘定へもたらされるので、いまだ元帳における常設勘定であるが、次第に、売買損益以外の勘定が登場するようになり、これらの勘定が、まさに、決算に際して登場するようになり、それらを集合させるべく、常設勘定でなく、決算時に設けられるようへと移行する契機となっている。

### XIII 勘定の締切と決算

財産目録が完成され、ここに記載されている勘定が、元帳において記録されている勘定が調整され、損益が直接資本金勘定へもたらされる (単式簿記) か、この調整が損益勘定へもたらされ、さらに、資本金勘定へもたらされ、全勘定が締切られ、その際、算出される各勘定の残高が、残高勘定へもたらされ、貸借平均することにより残高勘定が完成すると簿記が完成する [ III, (8) 財産目録の規定 ]。ドイツでは、報告書としての損益計算書および貸借対照表を作成するには、投資家が形成され、そのために証券市場が発達を要するのであるが、それは将来のことである。ゲアハルトによる残高勘定の体系は「図表— 31」の通りである (§ 388)。

- A. 事業をしている人名を現し、その財産およびそれとならんで損益を正味で現すところの指図勘定 (Anweise-Rechnung)：それは下記の項よりなる。
- I. 唯一資本金を示す財産勘定 (Vermögens-Rechnung)
    - a) 個人事業
    - b) 会社事業
  
  - II. 利益および損失を通して増加・減少を示す財産の補助勘定 (Hilfsrechnung des Vermögens)
    - a) すべての利益および損失に対する一般勘定
    - b) 分割した利益および損失に対する個別の勘定
- B. 事業をしている人名がその財および負債たる財産を現す有価物の勘定 (Werths-Rechnung)、およびその実際の計算：それは下記の項よりなる。
- I. 財のみを計算する財の勘定 (Güther-Rechnung)
    - a) 不動産たる財または土地
    - b) 動産たる財
      - 1) 現金勘定
      - 2) 備品
      - 3) 商品勘定
      - 4) 有価証券勘定
  - II. 人名で計算する負債勘定 (Schulden-Rechnungen)
    - a) 一般人名勘定
    - b) 個別の勘定
      - 1) 様々な債権者または与信者
      - 2) 個別の債権者
        - AA) 区分なくすべての取引
        - BB) 特別のまたは委託取引 (Auftragsgeschäften)
          - aa) 取引そのものに係る条件
          - bb) 外国の委託者に係る条件

## XIV 結語

ゲアハルトの“Der Buchhalter“は、日本語訳では「簿記方」といえよう。現代では「会計担当者」である。簿記自体は商人が付けなければならないが、その商業帳簿を付けるには、専門的に学習しなければならない学問であった。この簿記を学び実践した者が「簿記方」となるのである。それ故、簿記は商業を営む社会では普及していたのである。「簿記方」がつける簿記は主人に代わって付ける代理人簿記であったのである。

ゲアハルトが「簿記方」を著す一年前、1795年には身分法としてプロイセン一般国法のなかに「商

人の法」が設けられたのである。これには、会計に関連する規定が体系的に、かつ詳細に設定されている。ゲアハルトは、この規定に関連して、「簿記方」が付けるべき簿記について論じている。

この簿記は、したがって、商人社会を規制する「商人の法」と融合している。それ故、商人社会で定着している簿記が昇華されて、法としての簿記規定が形成され、さらに、この規定を遵守すかたちで、簿記が実行されることになる。ドイツ社会は、単に商人は商業帳簿を付けるのみでなく、法を守るといふ新時代を迎えたのである。

ゲアハルトの「簿記方」は、当時の商人社会で実

施されていた簿記であり、それを知る意味で貴重なものである。ワーグナーによれば、多くの読者に受け入れられ、自己学習できるほどであると評価されている。さらに加えて、簿記の体系についてプロイセン一般国法の「商人の法」は簿記実務について商人（社員）に対して委任しており、「正規の簿記が商人の様式に従ってつけられていることを検証する義務がある」（第639条）としている。これに従って、商人は簿記が付けられるプロセスを帳簿によって閲覧していなければならないのである。したがって、商人は出資者であり、かつ経営者である。この簿記により算出される利益はこの商人が分配に与かるのである。これを一括して、「商人の法」は「・・・年度末にゾツイエテートの全財産に関して財産目録が作成され、かつ商業帳簿より決算が行われ、これに従って利益または損失が分配されるよう社員は要求することができる」（第642条）と規定している。この法規定は「商業帳簿より」からして、単式簿記（簡略化された複式簿記）とも複式簿記とも規定していない。様々な商人が存在する社会で、幅広く法規定をしたものといえよう。ゲアハルトは、このように、商人社会の実態および法規定を充たしているといえよう。その意味で、単式簿記（簡略化された複式簿記）も複式簿記も同時に、かつ区分することなく論じている。

ところで、両者は複式記入を基礎としている。それ故、すべての元帳の勘定は、共通して、両建の形式を持ち、複式記入を充足させている。しかし、違いもみられる。ゲアハルトの両者についての論述は下記の項の通りである。

- (1) 基本的な簿記の体系についてである。単式簿記では、取引は日々記録帳に詳細を記録することより出発する。これが、直接勘定へもたらされるか、または、取引が多くなると補助簿でまとめられ、勘定にもたらされる。それに対して、複式簿記では、覚え書帳、控え帳または日記帳より出発する。個別にかまたは補助簿よるか、仕訳帳を通して元帳の勘定へもたらされる。
- (2) 商業で重要な商品の取引についてである。単式簿記では、商品の詳細は、現金取引または掛取引が中心であり、現金帳または負債帳に記録される。小規模で少数の商品の売買では、商品勘定および商品帳がなくとも事足りたのである。

規模が次第に大きくなり、商品取引が多くなるにつれて、商品勘定および商品帳を必要とする。その時、単式簿記は次第に不能となる。商品帳たる補助簿は、単式簿記の体系に組み込まれていないからである。単式簿記では「送り状帳」が、商品の記録を支えていたのである。単式簿記では、現金帳および負債帳を基礎とする現金勘定および負債勘定による、複式記入を備えた勘定による簿記をいう。それに対して、複式簿記では、覚え書帳および日記帳より、直接仕訳帳を通してか、または補助簿で詳細に記帳し、それを合計して仕訳帳を通して、単式簿記と共通する複式記入を備えた勘定へもたらされる。その際、商品勘定も商品帳も、複式簿記の体系へ組み込まれるのである。商品帳、即ち、「仕入・売上帳」は、仕入帳、売上帳、在高帳等に、取引量の違いおよび個別の商品への分離に起因して分化する。しかし、商品勘定は総記法を維持し続ける。

- (3) 補助簿は取引量の増加にともない同一事象を記録する。これにともなって、それに対応する勘定を単純化する。単式簿記では、現金帳および負債帳に限定される。特に、現金帳では、商品の仕入、掛金の支払、その他の財の購入による支出とともに、商品の売上、掛金の受取、その他の受取による収入を詳細に記録する。負債帳では、金銭貸借、掛金、その他の負債が詳細に記録される。複式簿記では、元帳の勘定と補助簿が一對になって設けられる。それ故、補助簿は個々の勘定の詳細を記録する。勘定は体系を総合的に表現することとなる。
- (4) 仕訳帳は、複式簿記固有の帳簿である。この帳簿では、覚え書帳、日記帳（売上に関して）および控え帳（メッセに関して）から直接仕訳帳へもたらされるか、または補助簿を通して合計で仕訳帳へもたらされる。仕訳帳の役割は勘定を単位として取引を借方と貸方に整理・分解して元帳の勘定へもたらすことにある。仕訳帳の存在は、単式簿記と複式簿記を区分する境界となっていよう。その意味で、この帳簿は複式簿記発展の鍵となろう。
- (5) 勘定は取引を特徴づける最小単位を示し、すべての財産の商業活動における変動を明らかにす

る役割を果たす。なかでも、損益勘定は特殊なそれである。この役割には2つある。ひとつは、期中に事業活動にともなって発生する損益、もうひとつは、決算に際して、記録されてきた勘定の在 high と棚卸による実際の在 high、即ち、財産目録にみられる実際の在 high との照合による差額たる損益を計算し、処理することである。後者の損益は決算に際して算出されるもので、前者とともに融合して、次第に残高勘定同様に決算時に設けられる勘定となる契機となっている。これらの損益は、単式簿記では、直接資本金勘定へもたらされる。損益勘定は個々の商品勘定よりもたらされる利益の集合場所であったのである。それに対して、複式簿記では、上述のすべての損益が仕訳帳を通して、損益勘定から資本金勘定へもたらされている。これにより資本金勘定は増・減する。いずれの簿記も、利益を計算するという意味で、必要不可欠なプロセスであるのである。

- (6) 残高勘定は、資本金勘定とともに、全財産がもたらされ、現在の総合的な事業の状況を示す。これによって、簿記は完成する。特に、共同事業体では、算出された利益は、社員への分配の対象とした。プロイセン一般国法の「商人の法」では、出資をして利益の分配に与る投資家はみられない。このような投資家があらわれるのは証券市場が登場するまで待つことになる。

このようにみえてくると、ゲアハルトは、ドイツで理解されている大陸法、総記法、損益勘定および資本金勘定、財産目録等々の基礎に基づいて、著書「簿記方」により、当時の簿記論を展開した。この著書はワーグナーによっても多くの読者を得ていたとされている。ドイツの商人の社会で受けいられていたといえよう。また、プロイセン一般国法の発布以後、即座にベルリンで刊行されていることから、法と相互に融合させている著書であるともいえよう。

## 参考文献

### 拙稿

- 松尾憲橋・百瀬房徳訳（1985）「貸借対照法の論理」森山書店（クノー・バルト著）。
- 百瀬房徳（1998）「貸借対照法の生成史」森山書店。
- （2009）「体系複式簿記」（改定版）、森山書店
  - （1983）「プロシア一般国法の会計規定の起草者」『獨協大学経済学研究』第32号。
  - （1987）「プロシア一般国法における計算規定の形成」『獨協大学経済学研究』第22号。
  - （1989）「プロシア一般国法における商人の法の位置付け」、『獨協大学経済学研究』第53号。
  - （1993）「プロシア一般国法における商業帳簿」『独協経済』第60号。
  - （1996）「プロシア一般国法における評価問題」『独協経済』第62号。
  - （1996）「ストリッカーの簿記」『独協経済』第63号。
  - （1997）「ルドヴィシの簿記」『独協経済』第65号。
  - （1997）「サヴァリーよりルドヴィシに伝えられた二つの財産目録」『独協経済』第66号。
  - （1997）「プロシア一般国法の会計規定の生成過程」『会計史』（会計史年報）
  - （1998）「18世紀におけるドイツ会計の生成とその背景」『独協経済』第67号。
  - （1997）「マーゲルセンの簿記」『独協経済』第64号。
  - （2001）「マーゲルセンにおける損益勘定」『独協経済』第74号。
  - （2001）「財産目録の位置付け」『会計』森山書店。
  - （2004）「会計制度創始期における評価」『独協経済』第78号。
  - （2007）「ロイヒスト彼の著作」『独協経済』、第84号。
  - （2008）「総記法の歴史的意義」『会計学の

- 諸相』白桃書房。
- (2008)「ロイヒスにおける決算手続」『会計総合研究』会報。
  - (2009)「ロイヒスにおける複式簿記」『獨協経済』第86号。
  - (2014)「ロイヒスにおける単式簿記」『経営論集』第61巻第1号、明治大學経営学部
  - (2014)「ドイツにおけるジョーンズの簿記とその評価」『獨協経済』第88号
  - (2015)「ワグナーの複式簿記」『獨協経済』第97号。

- 前川貞次郎(1983)「絶対王政の時代」講談社現代新書。ハンス・プラーニッツ(1983)「中世ドイツの自由都市」創文社。
- 鈴木良隆、安部悦生、米倉誠一郎(1987)「経営史」有斐閣。
- 菊盛英夫(1997)「ルッターとドイツ精神史」岩波新書。
- 安部謹也(1998)「物語ドイツの歴史」中公新書。
- 鶴沢 歩(2006)「ドイツ工業化における鉄道業」有斐閣
- クリスティアン・ウォルマー(2013)「鉄道と戦争の世界史」(平岡 緑訳)中央公論。

### ドイツ経済史文献

- 村瀬興雄(1954)「ドイツ現代史」東京大学出版会。
- 前川貞次郎(1963)「絶対主義の時代」創元社。
- 松田智雄(1971)「新編歴史的構造論」新泉社。
- 大塚久雄(1973)「欧州経済史」岩波書店
- ゴーロ・マン(1973)「近代ドイツ史」、みすず書房(上原和夫訳)。
- ヨーゼル・クーリッシュェル(1974)「ヨーロッパ中世経済史」東洋経済新報社。
- 林 健太郎(1976)「ドイツ史論集」中央公論社。
- (1973)「ドイツ史」山川出版社。
- ジャック・ドローズ(1976)「ドイツ史」白水社。
- ジョリジュ・ルフラン(1976)「商業の歴史」白水社。
- ヘルムート・ベーン(1976)「現代ドイツ社会経済史序説」(大野英二、藤本建夫訳)未来社。
- ヨーゼル・クーリッシュェル(1974)「ヨーロッパ中世経済史」東洋経済新報社
- ヨーゼル・クーリッシュェル(1982)「ヨーロッパ近世経済史」{I} 及び {II} (松田智雄監修、諸田 実、松尾展成、柳沢 治、渡辺 尚、小笠原茂訳) 東洋経済新報社。
- 高橋清四郎(1977)「ドイツ商業史研究」、御茶の水書房。
- 増田四郎先生、古希記念論集(1979)「ヨーロッパ＝経済・社会・文化」、創文社。
- 河原 温(1996)「中世ヨーロッパの都市世界」山川出版。
- 滋賀嘉夫編(1980)「近世ヨーロッパ」有斐閣小林袈裟治、米川伸一、福応 健(1982)「西洋経営史を学ぶ、上・下」有比閣選書。